

第3次松江市障がい者基本計画

【令和3年度～令和8年度】

第7期松江市障がい福祉計画

【令和6年度～令和8年度】

第3期松江市障がい児福祉計画

【令和6年度～令和8年度】



令和6年3月

松江市

第1次障がい者基本計画【2006（平成18）年度～2015（平成27）年度】
第1期障がい福祉計画【2006（平成18）年度～2008（平成20）年度】
第2期障がい福祉計画【2009（平成21）年度～2011（平成23）年度】
第3期障がい福祉計画【2012（平成24）年度～2014（平成26）年度】
第4期障がい福祉計画【2015（平成27）年度～2017（平成29）年度】
第2次障がい者基本計画【2016（平成28）年度～2020（令和2）年度】
第5期障がい福祉計画【2018（平成30）年度～2020（令和2）年度】
第1期障がい児福祉計画【2018（平成30）年度～2020（令和2）年度】
第6期障がい福祉計画【2021（令和3）年度～2023（令和5）年度】
第2期障がい児福祉計画【2021（令和3）年度～2023（令和5）年度】

= 目 次 =

◆第1編 計画策定にあたって◆

I. 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 背景（国、県の動向等）	1
3. 計画の位置づけ	2
4. 計画の期間	4
5. 策定体制	5
6. 計画の推進・進行管理	5

II. 本市の障がいのある人を取り巻く現状

1. 障がいのある人の現況	6
(1) 人口・世帯	6
(2) 各手帳所持者数・難病医療受給者数の推移	8
(3) 特別支援学校等の状況	14
(4) 相談事業の状況	16
(5) 障がいのある人の虐待の状況	20
2. 障害者総合支援法等に基づくサービス体系	21

◆第2編 松江市障がい者基本計画◆

I. 計画の基本理念

1. 地域住民と共生する社会の実現	29
2. 住みたい地域で自立した生活ができる社会の実現	29

II. 基本方針及び施策の体系

1.	障がいのある人の人権尊重・地域共生社会の推進	29
(1)	人権尊重の推進	29
①	差別・虐待の禁止	29
②	権利擁護の推進	30
(2)	地域共生社会の推進	30
①	啓発・広報の推進	30
②	地域交流と社会参加の推進	30
③	合理的配慮の推進	30
2.	障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり	30
(1)	障がいのある人にやさしいまちづくり	31
(2)	相談支援体制の充実	31
①	ライフステージに応じた相談支援体制の充実	31
②	医療や教育との連携	31
③	人材の育成・確保	32
④	困難事例のサポート	32
(3)	緊急時・災害時、感染症拡大時の支援及び平時からの体制の整備	32
(4)	障がい福祉サービスの充実	32
3.	障がいのある子どもが健やかに育つ環境の実現	32
(1)	保育・教育、療育の充実	33
①	共に過ごす機会の保障	33
②	環境の充実	33
(2)	日常生活の支援	33
①	居場所づくり	33
②	地域での取組み	33
(3)	早期の就労支援	33
(4)	保護者の支援	33
4.	障がいのある人の自立した地域生活の実現	34
(1)	社会参加の支援	34
①	情報コミュニケーションの支援	34
②	日常生活の支援・外出の支援	34
(2)	多様な就労の支援	34
①	関係機関との連携強化	34
②	企業への支援と理解啓発促進	34

(3) 住まいの確保の支援	34
(4) 入院・入所中、触法の人の地域移行・定着の支援	35
①地域移行の推進	35
②地域定着の推進	35
③地域生活支援拠点の整備	35

◆第3編 松江市障がい福祉計画・障がい児福祉計画◆

I. 総論

II. 計画の基本方針

1. 国の基本指針	36
(1) 基本指針の改正	36
(2) 基本指針の内容（概要）	36
2. 成果目標	39

III. 各障がい福祉サービス・事業の評価・課題と今後の見込（目標）

1. 自立支援給付	41
(1) 訪問系サービス	41
(2) 日中活動系サービス	41
(3) 居住系サービス	44
(4) 相談支援サービス	45
2. 障がい児通所サービス	46
3. 地域生活支援事業	48
(1) 理解促進研修・啓発事業	48
(2) 自発的活動支援事業	48
(3) 相談支援事業	49
(4) 成年後見制度利用支援事業	51
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	52
(6) 意思疎通支援事業	52
(7) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（中核市事業）	
	54

(8) 日常生活用具給付等事業	54
(9) 移動支援事業	55
(10) 地域活動支援センター	56
(11) 手話奉仕員養成研修事業	56
(12) 日中一時支援事業	57
(13) 訪問入浴サービス	57
(14) 障がい児等生活支援事業（レスパイト、しごとチャレンジ）	57
(15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	58
4. 発達障がい者等の支援	59
5. 地域生活支援拠点等	60
6. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムなどの包括的な支援	61
7. 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス体制の整備・改善	62
8. 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組み	63
9. 優先調達の推進	65

IV. 前計画期間中の取組みの総括と今期の取り組み

1. 前計画期間中の取組みと総括	66
(1) 地域共生社会の推進	66
(2) 相談支援体制の充実、強化等	67
(3) 障がい福祉サービスの一層の質の向上	68
(4) 障がい児支援の提供体制の整備等	68
(5) 本人の意思及び適性に合った多様な就労の推進	69
(6) 地域移行・定着・包括ケアの推進	70
(7) 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた地域生活支援拠点の整備	70
(8) まとめ	70
2. 今計画期間の取組み	71
(1) 地域共生社会の推進	71
(2) 相談支援体制の強化等	71
(3) 障がい福祉サービスの質の向上	72
(4) 障がい児支援の提供体制整備	72

(5) 社会活動・生涯学習の推進	73
(6) 本人の意思及び適性に合った多様な就労の推進	74
(7) 地域移行・定着・包括ケアの推進	75

◆第4編 資料◆

1. 松江市社会福祉審議会条例・運営規程	77
2. 松江市障がい者福祉専門分科会委員名簿	82
3. 分科会開催経過	83

[「障がい」の表記について]

「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」の理念に基づき、「心のバリアフリー」を推進するため「害」という漢字のマイナスの印象を考慮し、障がいのある人の人権をより尊重する観点から、「障害」を「障がい」とひらがな表記しています。（法令等の固有名称は除く。）

◆第1編 計画策定にあたって◆

I. 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

本市では平成27年度に「第2次松江市障がい者基本計画」を策定し、令和2年度には、「第6期松江市障がい福祉計画及び第2期松江市障がい児福祉計画」（以下「前計画」という。）を策定し、「障がいのある人もない人もお互いを尊重し、理解しながら、安心して暮らせる共生社会の実現」と、「障がいのある人が必要な支援を受けながら、身体的、精神的、経済的及び社会的に自立した生活ができる社会の実現」を基本理念に、各種施策を推進してきました。

「第3次松江市障がい者基本計画、第7期松江市障がい福祉計画及び第3期松江市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）は、「障害者基本法」、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づき、国の定める「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号：令和5年5月19日改正）（以下「基本指針」という。）及び前計画の実績等を踏まえ、松江市において必要な各種障がい福祉サービスが計画的に提供されるよう、各年度における目標数値を設定し、サービス需要を見込むとともに、サービスの提供体制の確保や推進のための取組みを定めるものです。

2. 背景（国、県の動向等）

わが国の障がい福祉制度は、平成15年に措置制度から支援費制度へ、平成18年からは、「障害者自立支援法」へ、平成25年からは、「障害者総合支援法」へと制度が変遷してまいりました。

また、平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行となり、社会的障壁の除去、障がいを理由とする差別的取扱の禁止や、合理的配慮¹の提供について法定され、障がいのある人の権利保障について大きな節目を迎えました。松江市においても、当事者の意見を反映し、国の基本方針、先進自治体の状況等を踏まえて、平成28年10月に「松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例（以下「松江市障がい者差別解消条例」という。）」を施行して、共生社会の実現に向け、社会的障壁の除去、障がい理解と差別解消の推進に向けて啓発に取り組んでいます。

¹ 障がいがある人が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

平成 30 年 4 月に、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が改正され、自立生活援助や就労定着支援の創設、高齢障がい者の介護保険サービスの円滑な利用や、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築等が定められました。また、同年 6 月には「障害者文化芸術推進法」が施行され、文化芸術分野を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進に向けての基本事項が定められました。

令和元年 6 月に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）が施行となり、全国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会実現に向けて、基本事項が定められました。

令和 3 年 5 月に「障害者差別解消法」が改正され、事業者による「合理的配慮の提供」が努力義務から義務化されることとなり、令和 6 年 4 月から施行となります。

令和 4 年 5 月に、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進について定められました。

続いて、同年 6 月の「児童福祉法」の改正では、児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的な機関となることが明確化されました。また同年 12 月の「障害者総合支援法」等の改正においては、「障がい者の重度化・高齢化」や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制」（以下「地域生活支援拠点等」という。）や基幹相談支援センター設置の努力義務、就労選択支援の創設、短時間労働者の雇用率算定、医療保護入院の運用の見直しなどが盛り込まれました。

また、厚生労働省は、令和 5 年 1 月に障がい者雇用率の引き上げを発表し、令和 6 年 4 月、令和 7 年 7 月のそれぞれにおいて、段階的に 2.7%まで引き上げが行われます。

このように、障がいのある人が地域で安心して暮らすこと、また自分らしく社会に参加するための環境づくりが進められています。

なお、令和 4 年 8 月には、「障害者権利条約」に基づき、日本は国連に設置されている障害者権利委員会の初回審査を受け、情報アクセシビリティ、差別解消、文化芸術活動の推進などの取組みが肯定的な評価である一方、意思決定、地域社会での自立した生活、障がい者を包容する教育（インクルーシブ教育）、精神障がい者の入院等に対する同委員会の見解及び勧告が含まれ、国の施策に大きな影響を及ぼしながらも、一層充実した施策へと発展させる機会となると考えられています。

3. 計画の位置づけ

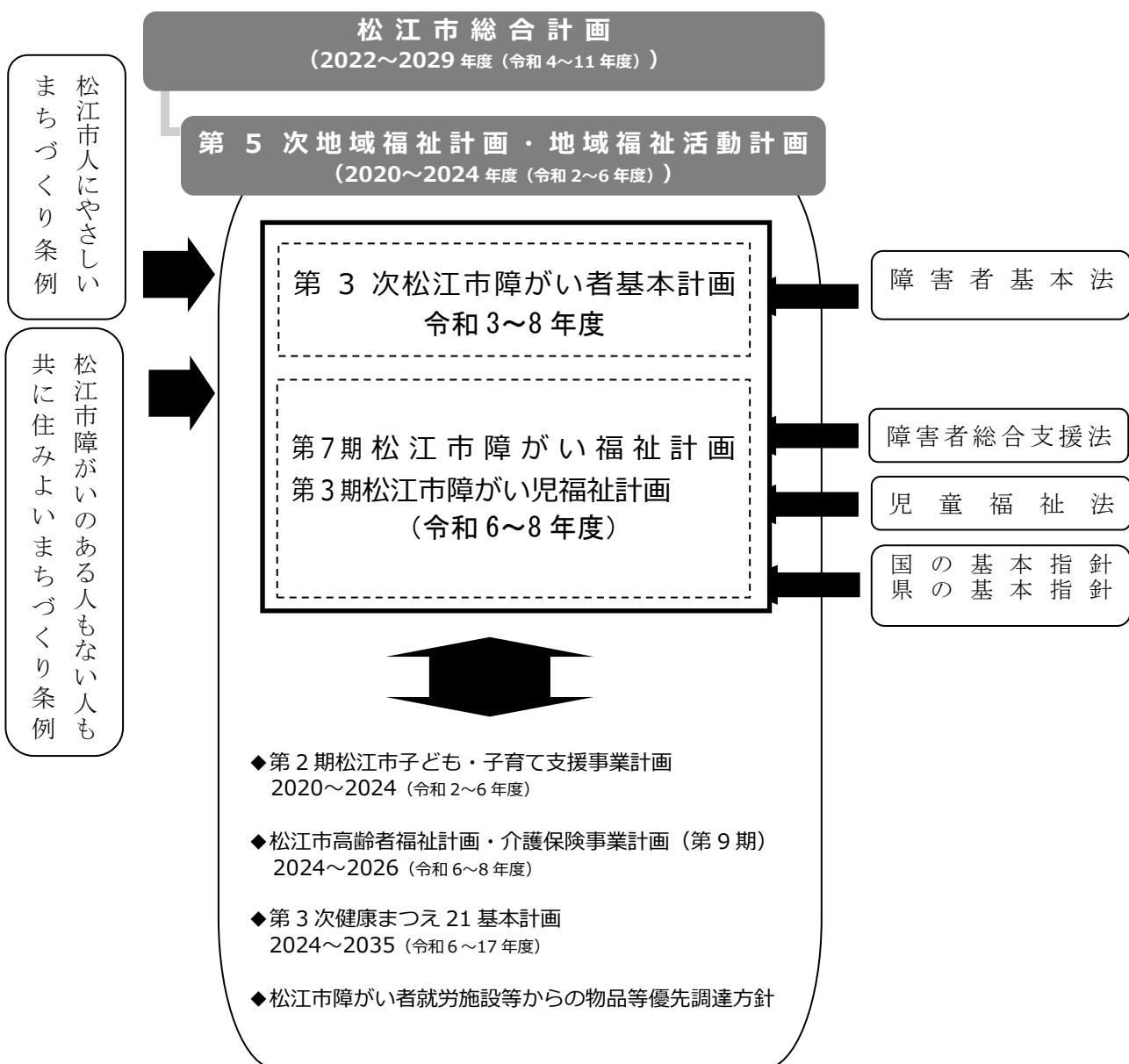
本計画は、「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」を一体的に定めるものです。

「障がい者基本計画」については、「障がい者基本法」第 11 条第 3 項に基づき、本市における障がい者の状況等を踏まえ、本市における障がい者のための施策に関する

基本的な計画であり、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」については、「障害者総合支援法」第88条第1項及び「児童福祉法」第33条の20第1項に基づき、市町村が、障がい福祉サービス及び障がい児童所支援並びに障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑な実施のために、国の定める基本指針に即して策定することを義務付けられている計画です。

また、「松江市総合計画」及び「第5次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を上位計画とし、関連する各分野の計画と整合性を保ち策定します。

■図表1 計画の位置づけ



4. 計画の期間

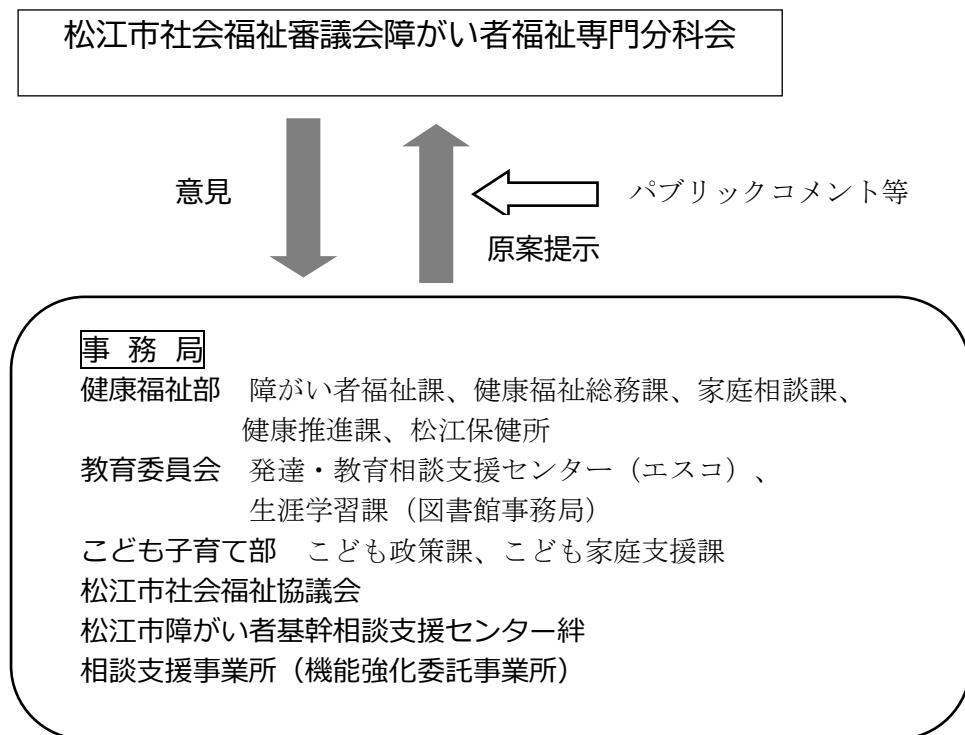
第3次松江市障がい者基本計画は、令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間として策定します。

また、第7期松江市障がい福祉計画及び第3期松江市障がい児福祉計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定します。

5. 策定体制

本計画は、「社会福祉法」に基づき設置し、「障害者総合支援法」に基づく地域自立支援協議会の役割も担う「松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会」で内容の検討及び助言等をいただき、策定するものです。

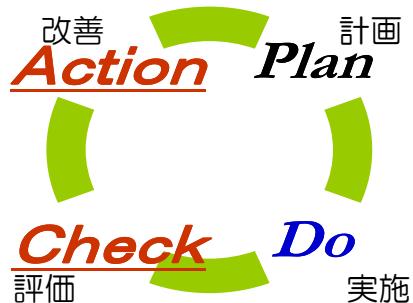
■図表2 策定体制



6. 計画の推進・進行管理

本計画の進捗状況については、P (Plan : 計画) D (Do : 実行) C (Check : 評価) A (Action:改善) 方式に基づき、松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会において、毎年成果目標等に関する実績に基づく分析・評価（中間評価）に関しての意見を聞き、必要があると認めるときは、計画の変更等を行います。

■図表3 PDCAサイクル



II. 本市の障がいのある人を取り巻く現状

1. 障がいのある人の現況

(1) 人口・世帯

松江市の人口は減少傾向にあり、平成 25 年から令和 5 年まで継続して人口は減少し、令和 5 年 1 月 1 日現在 197,843 人となっています。

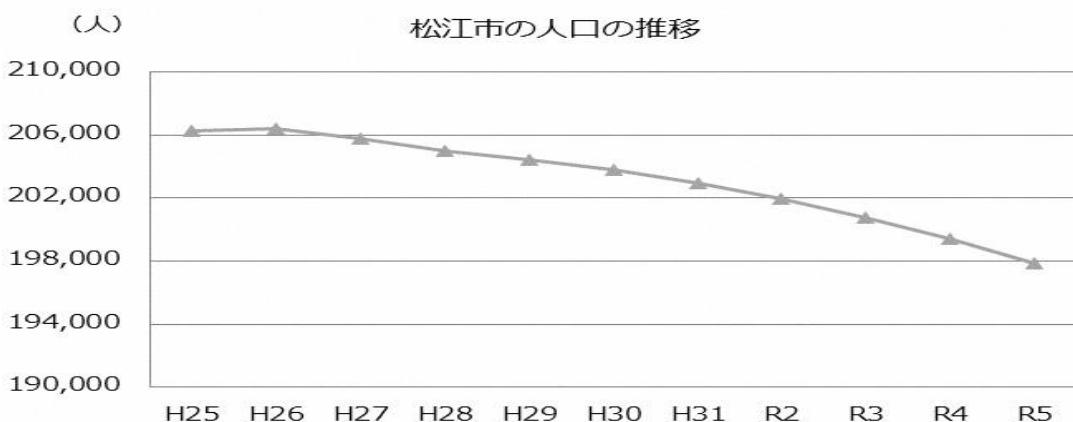
また令和 3 年以降は、毎年 1,000 人以上の人口減少となっています。

一方で、世帯数は、平成 25 年から令和 5 年まで継続して増加しています。未婚率增加や核家族化により、一人暮らし世帯を含む小規模世帯が増えていると考えられます。その中で、高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯も増加しています。

■図表 4 人口の推移（各年 1 月 1 日住民基本台帳人口）（単位：人）

	全国	島根県	松江市
H25	128,373,879	713,134	206,231
H26	128,438,013	711,364	206,404
H27	128,226,483	706,198	205,725
H28	128,066,211	701,394	204,952
H29	127,907,086	696,382	204,403
H30	127,707,259	691,225	203,787
H31	127,443,563	686,126	202,906
R2	127,138,033	679,324	201,981
R3	126,654,244	672,979	200,772
R4	125,927,902	666,331	199,432
R5	125,416,877	658,809	197,843

（資料：厚生労働省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」）

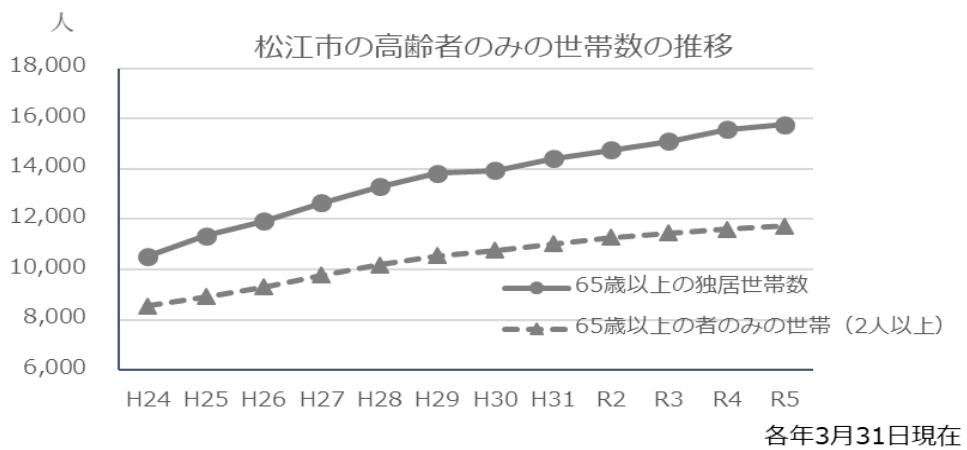


■図表5 世帯数の推移（各年1月1日住民基本台帳人口）（単位：世帯）

	全国	島根県	松江市
H25	55,577,563	282,991	85,327
H26	55,952,258	284,580	86,145
H27	56,412,140	285,854	86,846
H28	56,950,757	287,437	87,566
H29	57,477,037	288,790	88,282
H30	58,007,536	290,245	89,199
H31	58,527,117	291,591	89,688
R2	59,071,519	292,134	90,351
R3	59,497,356	292,968	90,790
R4	59,761,065	293,449	91,247
R5	60,266,318	293,719	91,570



(資料：厚生労働省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」)



(資料：健康福祉総務課)

(2) 各手帳所持者数・難病医療受給者数の推移

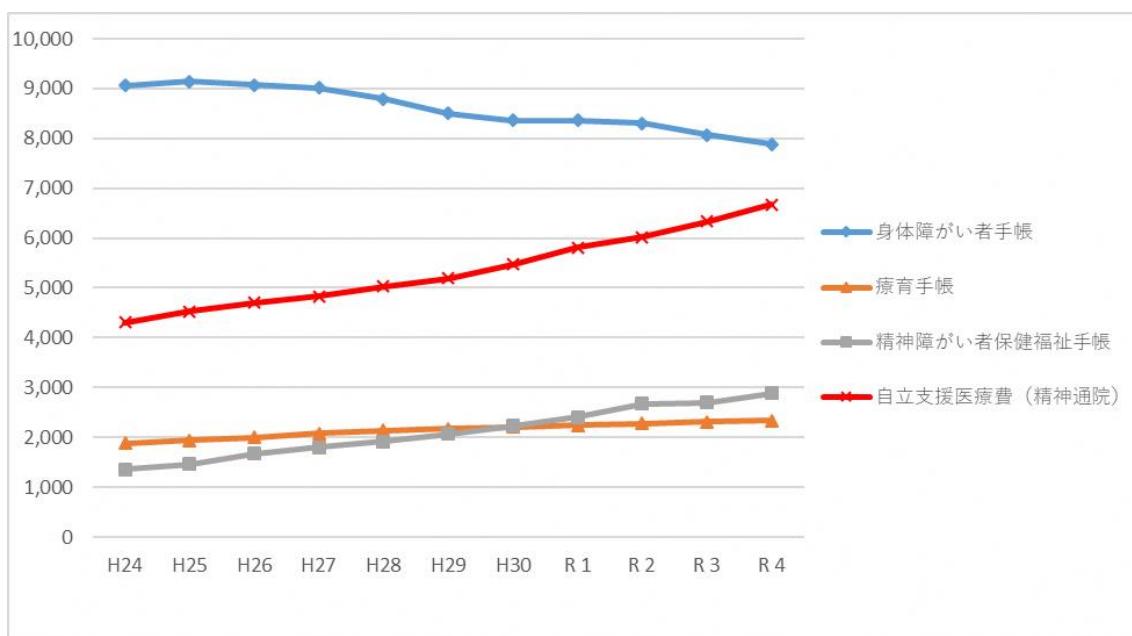
松江市の人口は減少していますが、障がい者数は、増加傾向にあります。

手帳の種別でみると、身体障がい者手帳所持者が最も多く、直近の令和4年度末時点では7,887人、続いて精神障がい者保健福祉手帳は、2,888人となっています。療育手帳所持者は、2,334人です。

また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者は6,668人となっています。療育手帳所持者や精神障がい者保健福祉手帳所持者は、福祉制度が充実してきたことやそのことが一般に認知されてきたこと、健診や医学的診断が充実してきたこと等から増加していると推察されます。

■図表6 各手帳所持者数の推移

(各年度3月31日現在、単位：人)



(資料：島根県立心と体の相談センター 業務概要)

①身体障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者手帳所持者は、令和4年度末現在、7,887人で、平成24年度と比べ1,174人、13.0%の減となっています。

手帳の等級別では、最重度の1級が最も多く、全体の約3分の1を占め、続いて4級が約4分の1で、この2つで全体の約6割になっています。

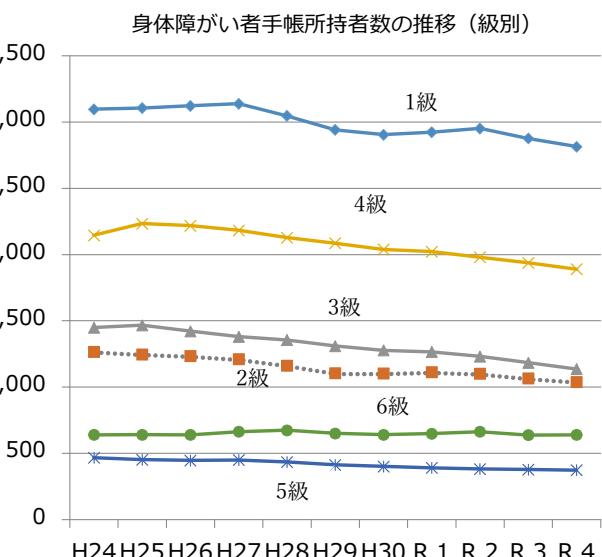
障がいの部位別では、肢体不自由が大きく減少する一方、内部障がいが微増となっています。

■図表7 身体障がい者手帳所持者数の推移（級別）

(単位：人)

	1級			2級			3級		
	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H24	3,097	94	824	2,179	1,266	33	409	824	1,448
H25	3,106	96	780	2,230	1,246	37	388	821	1,466
H26	3,122	96	760	2,266	1,233	31	391	811	1,421
H27	3,138	88	750	2,300	1,210	33	380	797	1,379
H28	3,047	84	743	2,220	1,162	32	369	761	1,355
H29	2,941	81	729	2,131	1,104	31	347	726	1,309
H30	2,904	84	743	2,077	1,103	32	356	715	1,276
R 1	2,923	83	723	2,117	1,112	32	342	738	1,265
R 2	2,952	77	717	2,158	1,100	33	332	735	1,230
R 3	2,876	82	740	2,054	1,064	40	339	685	1,183
R 4	2,814	71	709	2,034	1,038	36	320	682	1,135
	4級			5級			6級		
	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H24	2,145	8	419	1,718	466	2	149	315	639
H25	2,233	13	427	1,793	451	1	141	309	640
H26	2,218	10	410	1,798	445	0	133	312	639
H27	2,182	12	383	1,787	448	1	128	319	662
H28	2,127	10	375	1,742	433	2	122	309	673
H29	2,085	11	352	1,722	412	3	118	291	649
H30	2,038	11	356	1,671	400	3	124	273	640
R 1	2,021	13	347	1,661	389	1	120	268	647
R 2	1,979	12	341	1,626	380	3	112	265	662
R 3	1,937	11	348	1,578	377	2	117	258	637
R 4	1,889	12	318	1,559	372	2	111	259	639
	合計			身体障がい者手帳所持者数の推移（級別）					
	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	1級	4級	3級	2級	6級	5級
H24	9,061	169	2,263	6,629					
H25	9,142	174	2,179	6,789					
H26	9,078	161	2,103	6,814					
H27	9,019	157	2,043	6,819					
H28	8,797	154	1,980	6,663					
H29	8,500	149	1,891	6,460					
H30	8,361	151	1,932	6,278					
R 1	8,357	152	1,880	6,325					
R 2	8,303	149	1,857	6,297					
R 3	8,074	157	1,911	6,006					
R 4	7,887	140	1,801	5,946					

※各年度末3月31日時点



■図表8 身体障がい者手帳所持者数（障がい別）

(単位：人)

		視覚機能障がい			聴覚・平衡機能障がい			音声・言語・そしゃく機能障がい		
		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H24	591	3	191	397	938	30	222	686	107	1
H25	583	3	187	393	950	32	214	704	102	0
H26	588	2	184	402	946	27	209	710	106	0
H27	578	3	181	394	970	26	194	750	107	0
H28	552	3	170	379	981	28	186	767	109	0
H29	529	4	164	361	950	27	168	755	109	0
H30	549	4	171	374	946	27	174	745	103	0
R 1	556	4	165	387	955	31	170	754	105	0
R 2	571	3	168	400	966	34	173	759	103	0
R 3	570	6	173	391	940	33	180	727	99	0
R 4	565	6	166	393	938	28	170	740	96	0
		肢体不自由			内部障がい			合計		
		18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上	18歳未満	18歳以上65歳未満	65歳以上
H24	5,124	97	1,304	3,723	2,301	38	498	1,765	9,061	169
H25	5,163	100	1,259	3,804	2,344	39	472	1,833	9,142	174
H26	5,087	98	1,198	3,791	2,351	34	465	1,852	9,078	161
H27	5,009	95	1,178	3,736	2,355	33	445	1,877	9,019	157
H28	4,808	93	1,141	3,574	2,347	30	442	1,875	8,797	154
H29	4,566	89	1,079	3,398	2,346	29	442	1,875	8,500	149
H30	4,404	93	1,097	3,214	2,359	27	453	1,879	8,361	151
R 1	4,323	93	1,058	3,172	2,418	24	451	1,943	8,357	152
R 2	4,174	87	1,035	3,052	2,489	25	445	2,019	8,303	149
R 3	3,967	92	1,051	2,824	2,498	26	471	2,001	8,074	157
R 4	3,806	83	982	2,741	2,482	23	448	2,011	7,887	140

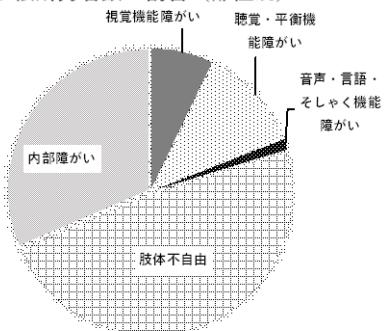
(資料：島根県立心と体の相談センター 業務概要) ※各年度末3月31日時点

【障がいの説明】

- ・視覚機能障がい
疾患や外傷等による視力（屈折異常によるものは矯正後視力）や視野の障がい
- ・聴覚・平衡機能障がい
疾患や外傷等による聴力や平衡感覚の障がい
- ・そしゃく機能障がい
神経・筋疾患、外傷、咬合異常等による、そしゃく・嚥下機能の障がい
- ・肢体不自由
脳や脊髄等の神経の病気や、事故等での手足の損傷等による四肢（上肢・下肢）、体幹（腹筋、背筋、胸筋、足の筋肉を含む胴体の部分）の機能の障がい
- ・内部障がい
心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、肝臓、免疫の機能の障がい

令和4年度末の身体障がい者

手帳所持者数の割合（部位別）



②療育手帳所持者数の推移

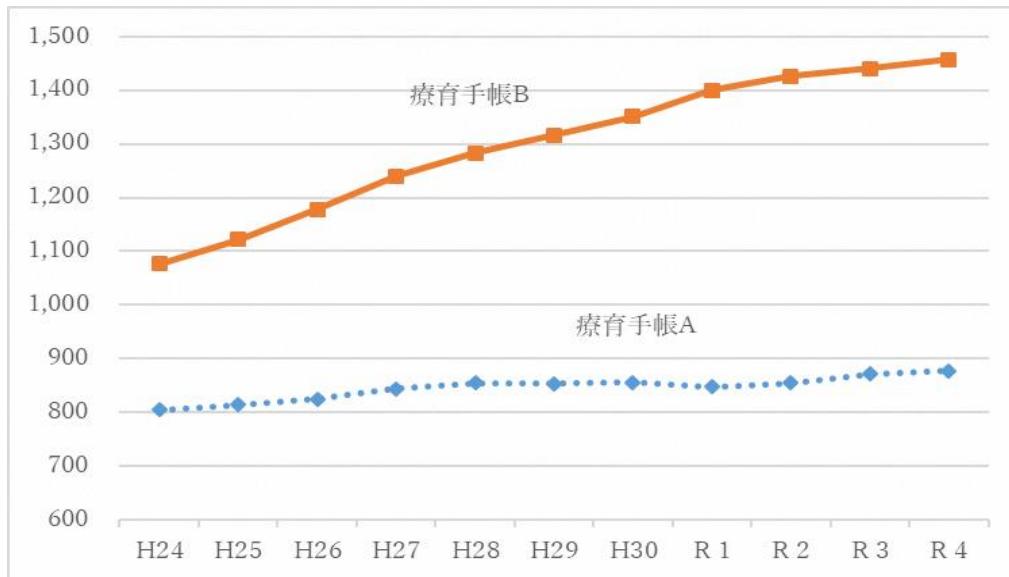
療育手帳所持数は、令和4年度末現在、2,334人で、平成24年度と比べ452人、24.0%の増となっています。特に、療育手帳Bは大きく増加し、380人、35.3%の増となっています。

■図表9 療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

	18歳未満			18歳以上 65歳未満			65歳以上			合計		
	A	B	計	A	B	計	A	B	計	A	B	計
H24	143	216	359	523	778	1,301	139	83	222	805	1,077	1,882
H25	143	228	371	524	798	1,322	147	96	243	814	1,122	1,936
H26	145	229	374	520	845	1,365	160	104	264	825	1,178	2,003
H27	148	247	395	519	878	1,397	177	115	292	844	1,240	2,084
H28	147	256	403	523	903	1,426	184	124	308	854	1,283	2,137
H29	152	244	396	514	938	1,452	187	135	322	853	1,317	2,170
H30	154	241	395	516	967	1,483	186	143	329	856	1,351	2,207
R 1	147	245	392	511	1,001	1,512	189	154	343	847	1,400	2,247
R 2	152	238	390	521	1,036	1,557	181	152	333	854	1,426	2,280
R 3	160	231	391	530	1,048	1,578	181	162	343	871	1,441	2,312
R 4	151	227	378	548	1,070	1,618	178	160	338	877	1,457	2,334

※各年度3月31日時点



(資料：島根県立心と体の相談センター 業務概要)

③精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

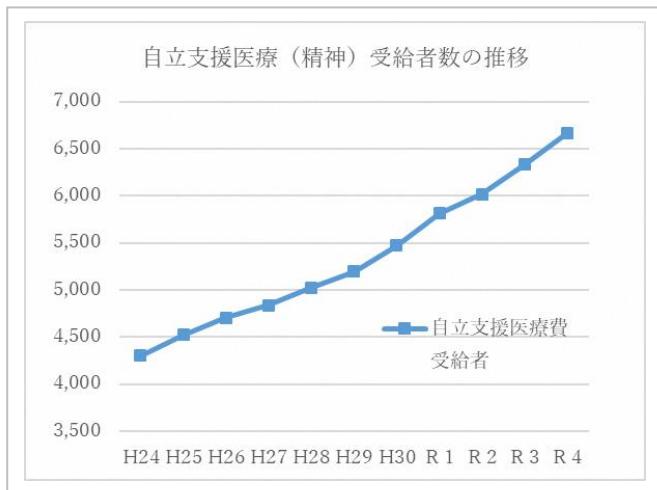
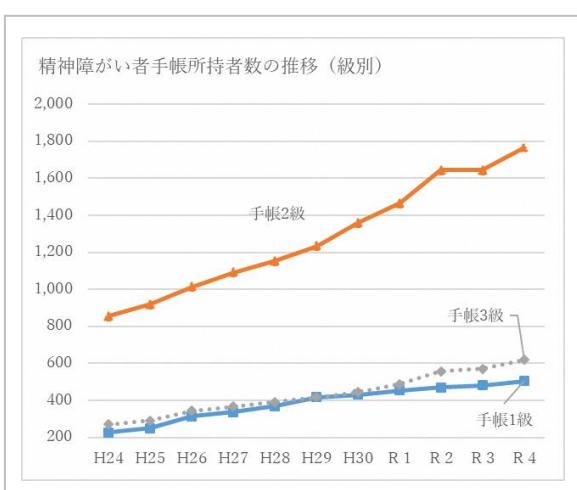
精神障がい者保健福祉手帳所持者は、令和4年度末現在、2,888人で、平成24年度に比べ1,535人、113.5%の増であり、高い伸びになっています。

また、自立支援医療費（精神通院医療）受給者については、令和4年度末現在6,668人であり、平成24年度に比べ2,365人、55.0%の増であり、同じく高い伸びとなっています。

■図表10 自立支援医療・精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

	手帳所持者				自立支援医療費 受給者
	1級	2級	3級	合計	
H24	227	855	271	1,353	4,303
H25	250	920	290	1,460	4,526
H26	315	1,014	343	1,672	4,704
H27	338	1,091	366	1,795	4,836
H28	369	1,154	393	1,916	5,024
H29	417	1,235	418	2,070	5,196
H30	432	1,360	445	2,237	5,475
R 1	453	1,466	488	2,407	5,814
R 2	470	1,644	558	2,672	6,019
R 3	482	1,644	570	2,696	6,331
R 4	504	1,765	619	2,888	6,668

※各年度末3月31日時点 (資料：島根県立心と体の相談センター 業務概要)



④難病患者数

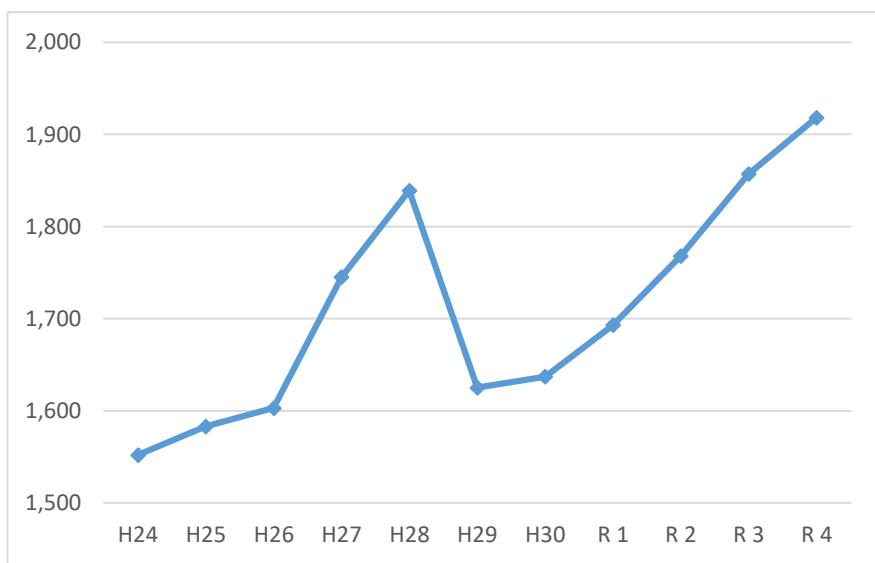
特定疾患治療研究事業²として助成対象であった56疾患が、平成27年1月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」により制度変更された結果、対象となる指定難病が徐々に拡大され、令和3年11月現在で338疾患であり、受給者数が増加しました。

一方、指定難病の患者であっても、症状が軽く治療にかかる医療費が一定の基準に満たない人が対象外となったことに伴い、平成29年度末にはいったん減少しましたが、その後再び増加しています。

■図表11 特定疾患（指定難病）受給者数の推移

（単位：人）

年度	受給者数
H24	1,552
H25	1,583
H26	1,603
H27	1,745
H28	1,839
H29	1,625
H30	1,637
R 1	1,693
R 2	1,768
R 3	1,857
R 4	1,918



（資料：松江保健所 医事・難病支援課調べ）

² 「原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少なくない疾病」として調査研究を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたす恐れのある疾患を対象として、医療費を助成する制度です。平成27年1月1日から「難病の患者に対する医療等に関する法律」の制度になりました。

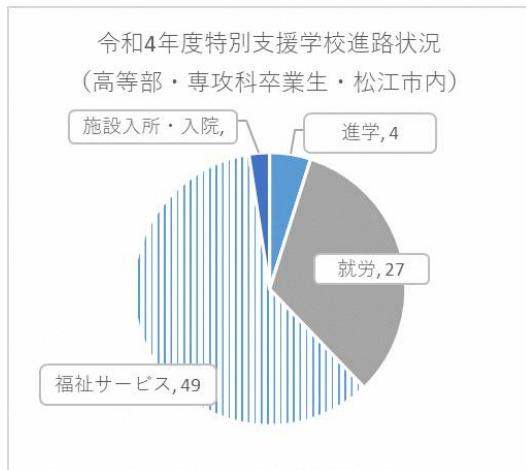
(3) 特別支援学校等の状況

市内に所在する特別支援学校高等部・専攻科の令和4年度の卒業生は86名でした。その進路状況については、半数以上が福祉サービスを利用し、次いで約3割が一般就労という状況です。この進路状況は、県全体の状況とほぼ同様の傾向が見られます。

市内小中学校の特別支援学級の在籍者は増加傾向で、特に小学校は大きく伸びています。小学校卒業時は、中学校の特別支援学級に進む児童が多く、中学校卒業時は、特別支援学校の高等部に進学する生徒が多い状況です。

■図表12 特別支援学校 進路状況(高等部・専攻科卒業生)の推移 (単位：人)

区分		松江市内										
		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
卒業生数		79	69	96	73	74	72	76	98	82	71	86
進路先	進学	4	7	4	1	3	4	4	6	2	2	4
	職業訓練	0	3	1	1	2	2	3	0	2	2	0
	就労	27	20	26	23	19	24	21	36	23	13	27
	福祉サービス	39	33	53	44	46	36	41	48	44	49	49
	施設入所・入院	5	4	8	1	3	1	3	3	1	3	2
	その他(未定を含む)	4	1	4	3	1	5	4	5	10	2	4
区分		島根県内										
卒業生数		193	166	201	160	178	186	180	211	181	179	192
進路先	進学	8	8	4	2	3	4	6	6	2	5	4
	職業訓練	3	5	4	5	7	3	9	5	5	2	4
	就労	62	46	55	49	48	62	62	76	65	59	71
	福祉サービス	102	97	122	97	115	106	92	113	89	103	105
	施設入所・入院	9	7	12	1	3	4	7	5	1	4	2
	その他(未定を含む)	9	3	4	6	2	7	4	6	19	6	6



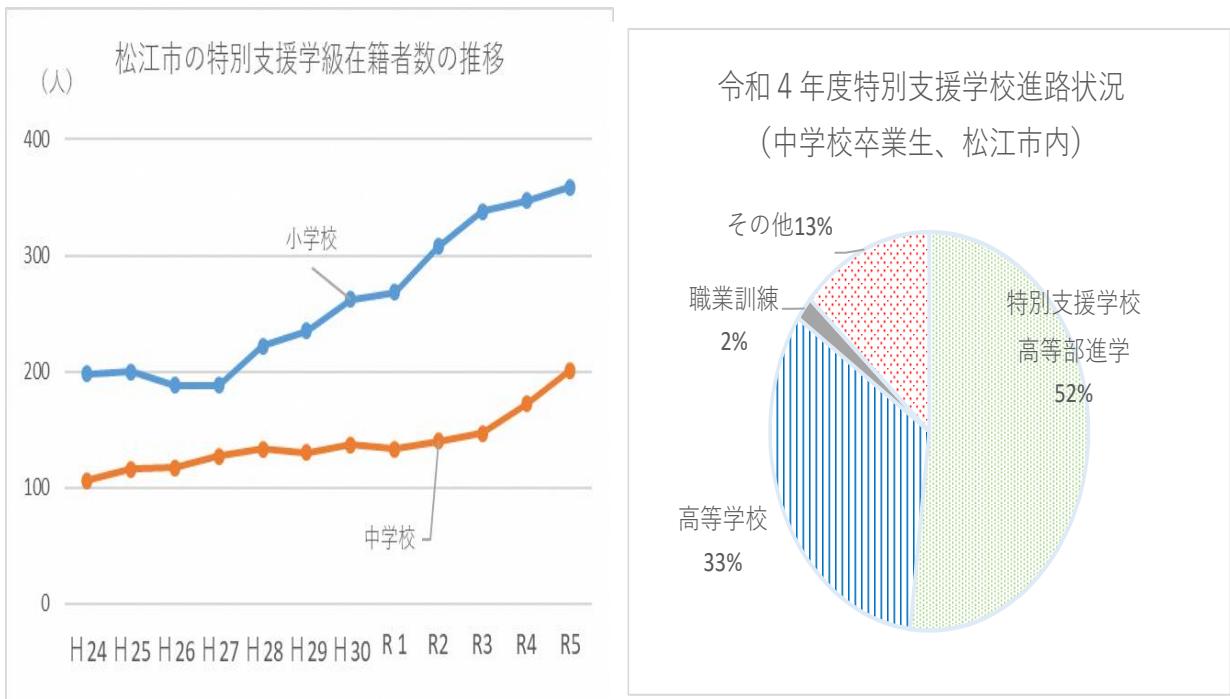
(資料：島根県教育委員会 特別支援教育課調べ)

■図表 13 特別支援学級在籍者数と小中学校卒業後の進路 推移 (単位 : 人)

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R2	R3	R4	R5
小学校	198	200	188	188	222	235	262	268	308	338	347	359
中学校	106	116	117	127	133	130	137	133	140	147	172	201

区分	年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
小学校卒業生数		48	50	37	39	53	54	49	50	52	63	71
特別支援学校		15	8	5	2	7	5	7	7	5	8	8
中学校 (特別支援学級)		31	41	31	37	44	46	38	42	45	53	57
その他		2	1	1	0	2	3	4	1	2	2	6
中学校卒業生数		39	46	35	46	56	42	48	45	55	45	52
特別支援学校 高等部進学		32	28	33	32	42	29	29	31	29	28	27
高等学校		5	16	1	10	9	12	14	12	23	15	17
職業訓練		-	-	-	-	-	0	3	0	0	0	1
就労		0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
その他		2	1	1	3	3	1	2	1	3	2	7

(資料 : 松江市発達・教育相談支援センター)



(4) 相談事業の状況

①相談支援件数（一般的な相談）

市では平成 23 年度に「サポートステーション絆」を開設し、市内の各相談事業所と連携して、障がいのある人の総合相談窓口として、障がいのある当事者や家族などからの相談に対し支援を行ってきました。

令和 4 年 4 月には新たに設置した「松江市障がい者基幹相談支援センター絆」（以下「基幹相談支援センター絆」という。）が「総合相談窓口」の機能を引き継ぎ、専門的な相談を含め、専門資格のある職員が各種相談に対応しています。

○以下、相談支援件数を記載します。

なお、令和 4 年度から相談支援件数を詳細にカウントする方法を改めたため、令和 4 年度の前後で数値規模が異なっていることをご了承ください。

（例 1 日のうち同じ人から 3 回電話があった場合 【前】1 件カウント 【後】3 件カウント）

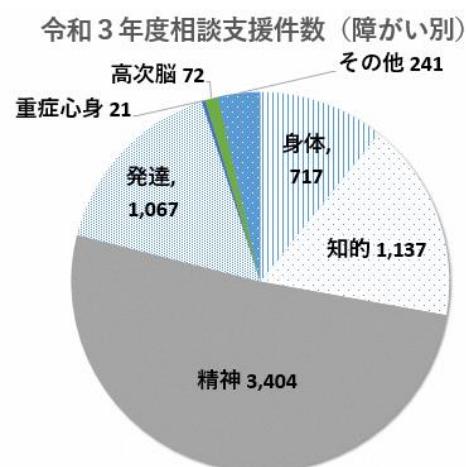
■図表 14 相談支援件数（障がい種別） サポートステーション絆+委託相談支援事業所

年度	身体		知的		精神				
	者	児	者	児	者	児			
H29	931	864	67	953	790	163	3,598	3,570	28
H30	940	889	51	938	803	135	2,906	2,868	38
R 1	565	517	48	857	759	98	2,753	2,739	14
R 2	588	509	79	1,592	1,409	183	3,095	3,066	29
R 3	717	661	56	1,137	1,009	128	3,404	3,373	31

年度	発達		重症心身		高次脳				
	者	児	者	児	者	児			
H29	1,207	776	431	10	0	10	270	267	3
H30	792	363	429	20	6	14	184	183	1
R 1	708	359	349	10	3	7	221	221	0
R 2	694	292	402	90	62	28	69	68	1
R 3	1,067	418	649	21	6	15	72	66	6

年度	その他		合計			
	者	児	者	児		
H29	252	178	74	7,221	6,445	776
H30	130	96	34	5,910	5,208	702
R 1	113	85	28	5,227	4,683	544
R 2	117	76	41	6,245	5,482	763
R 3	241	206	35	6,659	5,739	920

（資料：障がい者福祉課）



■図表 15 内容別 相談支援件数（複数回答有） サポートステーション絆+委託相談支援事業所

内容 年度	福祉サー ビスの利 用等	障がい や病状 の理解	健康・ 医療	保育・ 教育	家族関 係・人間 関係	家計・ 経済	日常 生活	就労	社会参 加・余暇 活動	権利 擁護	その他 (不安等)
H 29	2,851	857	1,833	334	1,479	718	1,616	1,325	752	75	3,031
H 30	2,368	817	1,477	339	1,254	620	1,333	931	475	103	2,090
R 1	2,164	724	1,568	183	1,193	583	1,387	864	466	68	2,292
R 2	2,355	501	1,553	154	1,295	456	1,812	990	409	121	2,772
R 3	2,828	666	1,562	305	1,187	481	1,798	1,096	388	95	2,034

(資料：障がい者福祉課)

■図表 16 相談支援件数（障がい種別） 基幹相談支援センター絆+委託相談支援事業所

△	身体		知的		精神				
	者	児	者	児	者	児			
R4	2,514	2,366	148	3,276	2,795	481	8,309	8,258	51
△	発達		重症心身		高次脳				
	者	児	者	児	者	児			
R4	2,585	1,113	1,472	207	48	159	187	185	2
△	その他		合計						
	者	児	者	児					
R4	397	244	153	17,475	15,009	2,466			

(資料：障がい者福祉課)

■図表 17 内容別 相談支援件数（複数回答有） 基幹相談支援センター絆+委託相談支援事業所

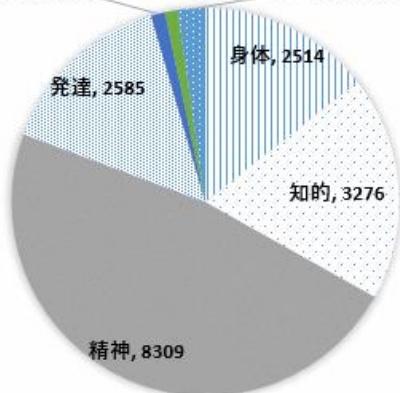
△	福祉サー ビスの利 用等	障がいや 病状の理 解	健康・ 医療	精神的 不安	保育・ 教育	家族関 係・人間 関係	家計・ 経済	日常 生活	就労
R 4	4,750	1,926	4,430	3,634	955	2,504	1,627	3,879	2,156

社会参 加・余暇 活動	権利 擁護	住宅 問題	その他
701	478	550	1,309

(資料：障がい者福祉課)

令和4年度相談支援件数（障がい別）

重症心身, 207 高次脳, 187 その他, 397



②精神障がい者等相談事業

市役所本庁で精神保健福祉相談窓口として未治療や治療中断の人の相談や府内各課からの連絡相談に対応しています。医療、相談支援事業所等との連携により在宅での生活が継続できるよう支援しています。相談者の実人員数や相談件数は年度によりばらつきがありますが、令和4年度については、市役所本庁で実人員は180人、延べ2,370件の来所、訪問、電話での相談がありました。

■図表18 精神障がい者等相談事業 *各年度末数値（人・件）

年度	精神相談 実人員	来所相談 延件数	訪問指導 延件数	電話相談 延件数
H26	333	332	247	1,390
H27	118	246	216	1,154
H28	158	360	247	2,120
H29	257	367	179	1,655
H30	234	392	320	1,868
R1	252	388	200	1,669
R2	256	402	120	2,167
R3	197	387	85	2,435
R4	180	355	98	1,917

(資料：家庭相談課)

【参考】松江市・島根県共同設置松江保健所における相談件数（松江市分）

年度	精神相談 実人員	来所相談 延件数	訪問指導 延件数	電話相談 延件数	メール相談 延件数
H30	142	240	194	2,826	10
R1	134	204	160	2,328	9
R2	92	119	121	1,515	3
R3	89	90	69	905	3
R4	57	61	28	465	3

※R2年度より相談件数の集計基準を変更し、調整件数を除外

(資料：松江市・島根県共同設置松江保健所心の健康支援課)

③松江市発達・教育相談支援センター（エスコ³）相談件数の推移

松江市発達・教育相談支援センター（以下「エスコ」という。）が平成 23 年度に設置されて以降、就学前から青年期までの幅広い年代から相談を受けています。

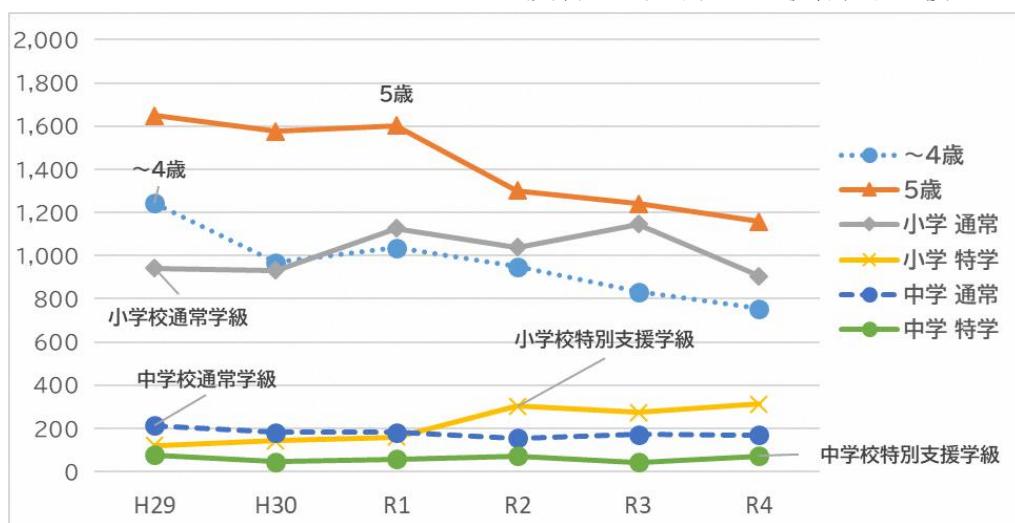
特に幼児の相談が最も多く、令和 4 年度は 1,912 件で全体の 57% を占めています。

また、小学生の相談が増加しており、令和 4 年度の 1,217 件は、平成 24 年度に比べ約 1.6 倍となっております。

■図表 19 エスコ相談件数の推移

	幼児		小学生		中学生		高校生	成人	合計
	～4歳	5歳	通常学級在籍の児童	特別支援学級在籍の児童	通常学級在籍の生徒	特別支援学級在籍の生徒			
H24	945	984	621	121	244	48	78	83	3,124
H25	1,319	834	613	107	322	58	72	50	3,375
H26	1,392	1,378	635	85	273	38	16	35	3,852
H27	1,463	1,465	824	79	374	42	22	12	4,281
H28	1,480	1,803	776	121	322	61	19	19	4,601
H29	1,242	1,649	941	120	213	77	12	14	4,268
H30	969	1,576	933	143	182	45	3	4	3,855
R1	1,036	1,602	1,127	160	182	58	8	3	4,176
R2	950	1,300	1,038	303	155	72	3	1	3,822
R3	832	1,241	1,146	273	171	43	2	3	3,711
R4	755	1,157	904	313	168	72	5	1	3,375
	1,912		1,217		240				

(資料：松江市発達・教育相談支援センター)



³ 乳幼児期から小・中学校の学齢期において、早期の気づきから、保護者や本人に相談を行い、生活や活動、学校での学習などの場面で、子どもがもっている力が發揮できるよう保育所・幼稚園・学校と連携しながら切れ目のない支援に取り組んでいます。また、高等学校や青年期以降の相談にも対応し、関係機関と連携して支援をつなぐ拠点として機能しています。

(5) 障がいのある人の虐待の状況

障がい者虐待防止センター⁴では、平成24年10月から施行された、「障害者虐待防止法」に基づき、障がいのある人の人権を守るために、虐待の早期発見に努め、当事者へ適切な支援と養護者への支援を行っています。

虐待を受けた人の障がい種別では、知的障がいが比較的多い傾向があります。また、養護者による虐待の類型では身体的虐待や、心理的虐待、経済的虐待が多い状況です。障がい福祉施設従事者等による虐待の類型では、身体的虐待と心理的虐待が多い状況です。

■図表20 養護者による虐待相談の状況

△	通報相談 件数	虐待受理 件数	受理件数の内訳(重複あり)								
			障がい種別				虐待種別・類型				
			身体	知的	精神	発達	身体	性的	心理	ネグレクト ^{*5}	経済
H26	15	8	2	6	2		3	1	4	0	4
H27	12	7	2	5	3	0	3	0	5	3	6
H28	22	11	1	8	5	1	5	2	10	1	8
H29	12	3	0	2	1	0	0	0	2	0	2
H30	6	3	0	2	3	0	3	0	3	0	2
R1	4	2	1	1	1	0	1	0	0	0	1
R2	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
R3	10	1	0	1	0	0	1	0	1	0	0
R4	10	3	1	2	1	0	3	0	0	1	0

■図表21 障がい福祉施設従事者等による虐待相談の状況

△	通報相談 件数	虐待受理 件数	受理件数の内訳(重複あり)								
			障がい種別				虐待種別・類型				
			身体	知的	精神	発達	身体	性的	心理	ネグレクト ^{*5}	経済
H26	8	3	4	6	0	0	1	0	5	1	1
H27	6	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0
H28	5	4	2	7	1	0	2	3	4	0	0
H29	5	2	2	2	1	0	3	0	2	0	0
H30	7	2	2	3	0	0	2	1	2	0	0
R1	8	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0
R2	12	3	1	2	0	1	0	1	2	0	0
R3	4	2	1	1	0	0	0	0	2	0	0
R4	2	1	0	0	1	0	0	1	1	0	0

(資料：家庭相談課)

⁴ 障がい者の虐待に関する通報・相談窓口です。通報を受けると、各関係機関と連携をとりながら適切な支援を行います。支援は継続的に行われ、養護者への支援も行います。

⁵ 食事や入浴などの身の回りの世話や介助などをしないことや、病院や学校に行かせないなど、必要な支援や福祉サービスを受けさせないこと等をいいます。

2. 障害者総合支援法等に基づくサービス体系

「障害者総合支援法」に基づくサービスは、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」、地域の実情に応じて地方自治体が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別できます。

さらに「自立支援給付」は、介護のサービスを利用する場合の「介護給付」、訓練等のサービスを利用する場合の「訓練等給付」、心身の障がいの状態の軽減を図るために必要な医療費の軽減を行う「自立支援医療」、身体機能の補完や代替をし、長期間継続して使用されるもの（義肢、装具、車いす等）である「補装具」の給付等に分けられます。

「地域生活支援事業」は、国の要綱を基にして地域の実情に応じて事業内容等の詳細を地方自治体が独自に設定することが出来ます。事業実施の有無については、実施が必要な「必須事業」（成年後見制度利用支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業 等）と、任意に実施を決定できる「その他事業」（日中一時支援事業、訪問入浴支援事業、障がい児等生活支援事業 等）に分けられます。

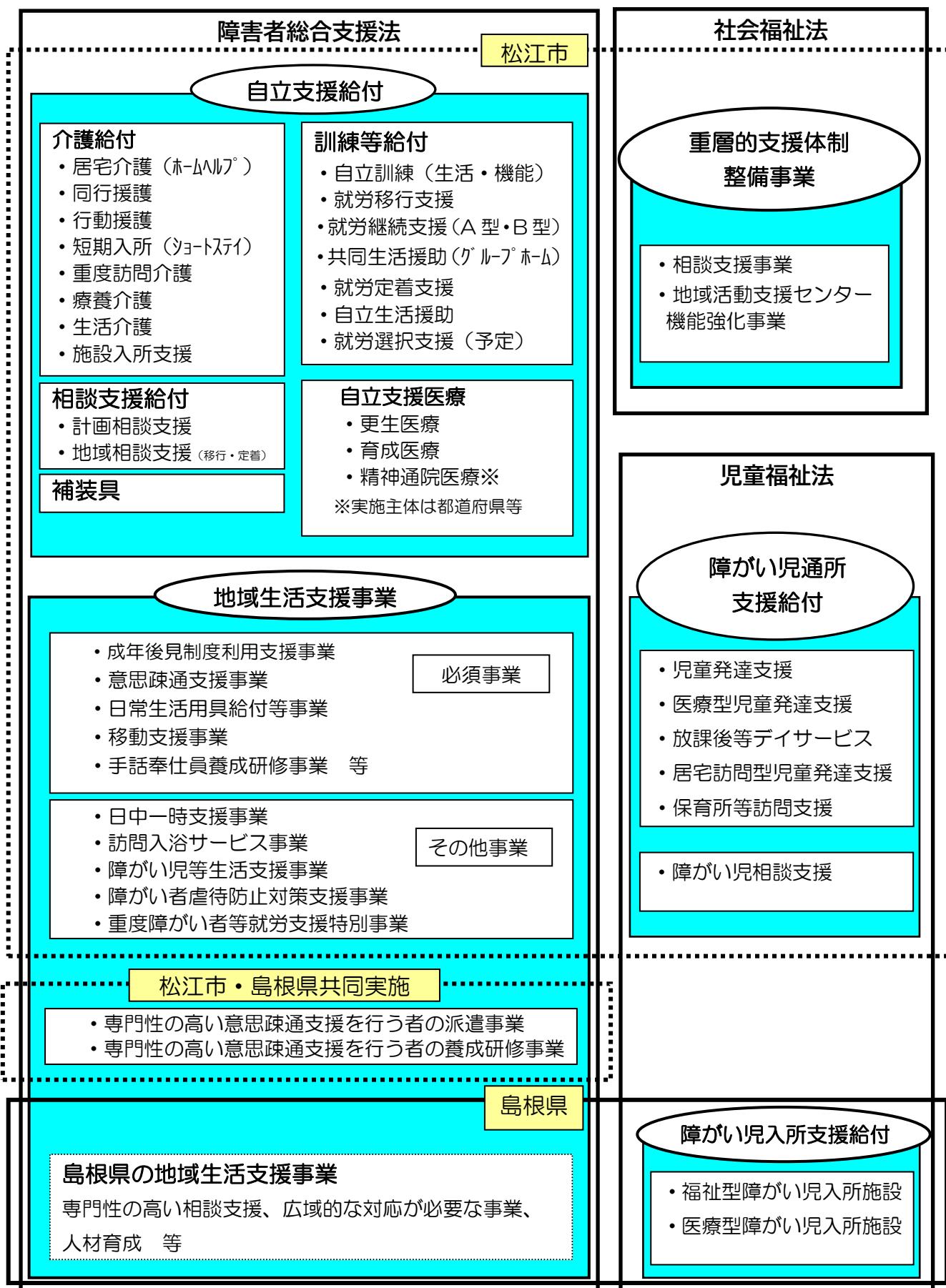
障がいのある人への支援の大部分の事業は市町村を窓口として実施されており、県は、市町村の区域を超えて広域で対応が必要な事業や、対象者の少ない事業、より専門性の高い事業（地域生活支援事業（県分）、障がい児入所支援等）を実施しています。平成30年度の中核市移行時より、従来県で実施していた手話通訳者・要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の養成研修事業、及び盲ろう者通訳・介助員の派遣事業を県と共同で実施しています。

全体像の概要を図示すると、次【図表22参照】のような体系となっています。

■図表 22 支援体系

障害者総合支援法及び児童福祉法等に基づく支援体系の全体像

自立支援給付・障がい児支援給付・地域生活支援事業等で構築



◎自立支援給付

<訪問系サービス>

①居宅介護

自宅での、入浴・排せつ・食事の介護及び通院・交通機関の乗降の介助等を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする人に自宅で、入浴・排せつ・食事の介護・外出時における移動支援等を総合的に行います。

③同行援護

視覚障がいのある人に対し外出時において、移動時と外出先での視覚情報の支援（代読・代筆含む）、移動の援護、食事その他必要な支援を行います。

④行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難があり、常時介護を必要とする人を対象に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

<日中活動系サービス>

①生活介護

常に介護を必要とする障がいのある人に、昼間に入浴・排せつ・食事の介助等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

②自立訓練（機能訓練）

身体機能の向上を図るため、施設又は居宅で、理学療法・作業療法・その他のリハビリテーション・生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。

③自立訓練（生活訓練）

生活能力の向上を図るため、施設又は居宅で、入浴・排せつ・食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練や、生活等に関する相談及び助言、その他必要な支援を行います。

④就労移行支援

就労を希望する人に、生産活動等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上等の訓練等を行います。

⑤就労継続支援A型

企業などに就労することが困難な方に、利用者と障がい福祉サービス事業所が雇用契約を結び、就労の機会を提供するとともに働きながら就労訓練を行います。

⑥就労継続支援B型

企業などに就労することが困難な方に、利用者と障がい福祉サービス事業所が雇用契約を結ばずに、生産活動等の就労訓練を行います。

⑦就労定着支援

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を経て一般就労した方に、雇用された事業所での就労の継続を図るための相談、指導及び助言その他の支援を行います。

⑧療養介護

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練・療養上の管理・看護・介護及び日常生活の世話をしています。

⑨短期入所

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。

特定の疾病患者や重症心身障がい児・者が病院等で利用する医療型とそれ以外の福祉型に分類されます。

⑩就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するものです。

<居住系サービス>

①自立生活援助

障がい入所支援や共同生活援助（グループホーム）等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人に、定期的な居宅の訪問を行うことにより、円滑な地域生活に向けた相談・助言、医療機関等との連絡調整を行います。

②共同生活援助（グループホーム）

地域で共同生活を希望する障がい者に、共同生活に適した住居において生活に必要な身辺処理の支援等を行います。

③施設入所支援

施設入所する障がい者に、主に夜間や休日に、入浴・排せつ・食事等の介護、家事支援、生活等に関する相談、助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

<相談支援サービス>

①計画相談支援

障がいのある人の心身や生活環境その他の状況等を考慮し、障がい福祉サービス等を利用する人がより良いサービスの利用等ができるよう利用計画を策定し、支援を行います。

②地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している人、又は精神科病院に入院している精神障がいのある人や、保護施設・矯正施設等を退所する人に、住居の確保、地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の必要な支援を行います。

③地域定着支援

居宅において単身等で生活する障がいのある人に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

<自立支援医療>

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）

障がいのある人が、心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療を受けられる場合の医療費の助成を行います。

<補装具>

補装具

障がいのある人に、身体機能の補完や代替をし、日常生活や社会生活をしやすくするため継続して使用されるもの（義肢、車いす等）の給付を行います。

◎障がい児通所支援給付

①児童発達支援

就学前の障がい児に、日常生活における基本動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

②医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能に障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行います。

③放課後等デイサービス

学校就学中の障がいのある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

④居宅訪問型児童発達支援

児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。

⑤保育所等訪問支援

障がいのある子どもが保育所等を利用する場合に、その施設を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

⑥障がい児相談支援

障がいのある子どもの心身や生活環境その他の状況等を考慮し、障がい児通所支援を利用する人がより良いサービスの利用ができるよう、利用計画を策定し、支援を行います。

◎地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

地域社会の人々に対して、障がい特性や社会的障壁に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

②自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民の人達が自発的に行う活動に対する支援を行います。

③相談支援事業

地域の障がい福祉に関する各種問題であって、相談支援サービスの対象とならないものについて、障がいのある人や保護者等からの相談に応じて支援を行います。

④成年後見制度利用支援事業

身寄りのない重度知的障がいのある人又は精神障がいのある人に、必要に応じて成年後見制度の申立ての経費及び後見人等の報酬の一部を補助します。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

障がい者の権利擁護を図るため、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人⁶※の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

⑥意思疎通支援事業

手話通訳者、要約筆記者、失語症者向け意思疎通支援者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業など意思疎通を図ることに支障がある障がい者とその他の人の意思疎通を支援します。

⁶ 一般の市民が養成講座などを受けて後見人になることをいいます。

⑦日常生活用具給付等事業

障がいのある人が日常生活と社会参加をより円滑に行えるよう、障がいの種類や程度に応じて日常生活上の便宜を図るための用具を給付します。

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な方に、外出時における移動の支援を行います。個別移動支援、通勤通学等移動支援、グループ移動支援の3種類のサービスがあります。

⑨地域活動支援センター

障がいのある人が、創作的活動や生産活動を行い、日中過ごす場所または社会との交流の促進を図ることを目的として実施します。

⑩手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話をを行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者が自立した日常生活又は社会生活を営むための支援を行います。

⑪日中一時支援事業

介護者の疾病その他の理由により、自宅において一時的に介護が受けられない方に、施設において宿泊を伴わない範囲で一時的な預かり保護を行います。

⑫訪問入浴サービス事業

自力又は家族の介護のみでは入浴できない障がいのある人の家庭を介助員が入浴車で訪問して入浴の支援を行います。

⑬重度障がい者等就労支援特別事業

重度障がい者等の職場等での重度訪問介護等に相当する支援及び通勤の支援を行うことにより、当該重度障がい者等の就労機会の拡大を図ります。

⑭障がい児等生活支援事業（レスパイト、しごとチャレンジ）

「レスパイト」は、在宅の障がい児（者）を介護している保護者が一時的に介護できなくなつたとき、保護者に代わり登録介護人が障がいのある児（者）を預かる事業です。「しごとチャレンジ」は、障がいのある子どもが地域の事業所等（商店、公民館等）で働く体験を行い、自立に向けた基本的な生活習慣を身につけ、良好な対人関係を培うとともに、地域とのつながりを深める事業です。

⑯専門性の高い意思疎通支援者養成研修事業（中核市事業）

聴覚、盲ろう、言語機能、音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようするため、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成します。

⑰盲ろう者向け通訳介助員派遣事業（中核市事業）

意思疎通を図ることに支障がある盲ろう者の意思疎通及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳介助員を派遣します。

⑱広域的な支援事業（中核市事業）

精神障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な調整、専門性が高い相談支援、及び事故・災害等発生時に必要な緊急対応を行うための体制づくりのための協議体を設置します。

⑲障がい者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がい者等の福祉、医療、司法に関連する職務に従事する者又は関係する団体、地域住民等の支援体制の強化や協力体制の整備を図ります。

◆第2編 松江市障がい者基本計画◆

I. 計画の基本理念

1. 地域住民と共生する社会の実現

障がいのある人もない人も共に住み慣れた地域社会の中でお互いを尊重し、理解しながら、安心して暮らせる共生社会の実現を目指します。

2. 住みたい地域で自立した生活ができる社会の実現

障がいの有無に関係なく、社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって共に活動し、普通に生活するために共に生きる社会が本来の姿であるという「ノーマライゼーション」の推進という理念のもとに、障がいのある人自らが選択した地域において、必要な支援を受けながら、身体的、精神的、経済的及び社会的に自立した生活ができる社会の実現を目指します。

II. 基本方針及び施策の体系

1. 障がいのある人の人権尊重・地域共生社会の推進

障がいのある人は、その障がいの種別や程度に関わらず、その人間としての尊厳が尊重されるべき生まれながらの権利を有しています。

障がいのある人一人ひとりの人権を尊重することを、あらゆる施策の基本とし、障がいに関する理解不足から生ずる誤解や偏見等を解消するための相互理解を促進するとともに、障がいのある人の不利益・困難の原因は障がいのない人を前提に作られた社会の作りや仕組みに原因があるという障がいの社会モデルの考え方の浸透を図ることにより、人を思いやる心にあふれた地域社会をつくります。

(1) 人権尊重の推進

①差別・虐待の禁止

松江市障がい者差別解消条例に基づき、社会的障壁の除去や障がいに対する市民相互の理解を深めて、差別解消の取組みを進めます。実際の差別事案については、市への相談、松江市障がい者差別解消推進委員会の斡旋・申立てを通じて、解決を図ります。

また、各種研修等の取組みにより、虐待の防止を図ります。

②権利擁護の推進

判断能力が不十分な人が安心して暮らせるよう「成年後見制度」の利用を促進するとともに、市民を対象とした市民後見人の養成・確保と活動しやすい体制整備を進めます。

併せて、障がいのある人が自主選択・自己決定をなしうるよう、成年後見人を始めとした支援関係者が、意思決定支援を行っていくことも重要です。

(2) 地域共生社会の推進

①啓発・広報の推進

障がいに対する差別や偏見等の社会的障壁を取り除くために、市報等の広報媒体や「このバリアフリーハンドブック」等による周知啓発を図ります。市の出前講座や社会福祉協議会のあいサポート研修により、地域や企業、障がいや介護等福祉関係の事業所、学校等における障がいを理解する学習を広く積極的に進めます。

また、松江市障がい者差別解消条例に基づく表彰制度により、障がい理解や合理的配慮の推進等に優れた取組みを行った企業・団体等を表彰し、広報することにより、共生社会推進の機運を高めると共に人権意識の啓発を図ります。

②地域交流と社会参加の推進

地域の自治会行事、スポーツ・レクリエーション行事、その他の生涯学習、防災訓練などにおいて、障がいのある人の参加と交流を進めます。また、障がい者の自立と円滑な社会参加の手助けとしてのボランティア活動が広く定着するように、ボランティアセンターとの連携のもとに、地域活動組織や企業等に対し活動への参加を呼びかけます。

③合理的配慮の推進

合理的配慮のガイドラインなどを定めることにより、民間事業者や個人による合理的配慮の推進を図ります。国における民間事業者の合理的配慮義務化の検討や取組みに合わせ、合理的配慮についての周知啓発や相談体制の整備を進めます。

また、合理的配慮の義務化などに関して、国の障がい者差別解消法が改正された場合は、改正内容に応じて、松江市障がい者差別解消条例の改正が必要となります。

2. 障がいのある人が安心して暮らせるまちづくり

いつでも相談できる体制づくりやニーズに適したサービス提供ができる体制づくりをします。さらには「松江市ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいて、社会的障壁の除去をソフト・ハード両面で図ります。

また、身近な地域における社会資源の活用や関係機関との連携、地域住民の参画により、地域の連帯感や防災意識の醸成を図ることで、安心して暮らせるまちづくりを目指します。

(1) 障がいのある人にやさしいまちづくり

バリアフリー新法及び松江市ひとにやさしいまちづくり条例などに基づき、引き続き、道路、公園や公共施設のユニバーサルデザインやバリアフリー化を進め、社会参加の促進と安全の確保を図ります。

(2) 相談支援体制の充実

①ライフステージに応じた相談支援体制の充実

障がいのある人が、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、乳幼児期から成人期、高齢期まで切れ目のない相談支援体制の充実を図る必要があります。

現在の総合相談窓口である「まつえ障がい者サポートステーション絆」を機能強化した基幹相談支援センターに移行し、一層の相談体制の充実、関係機関との連携強化を進めます。

また、医療機関との連携や保健師等の家庭訪問などによる、早期の支援に繋げるとともに、必要に応じて継続的なアウトリーチを行います。

障がいのある人の自立のためには、家族の理解や障がい者団体等の活動が重要であることから、支援に努めます。

ア. 障がいのある子どもの相談支援の充実

「エスコ」や「子育て支援センター」を中心に地区担当保健師や、保育所、幼稚（幼保）園、学校、療育機関などが連携した支援体制の充実を図ります。

イ. 障がいのある人の相談支援の充実

「公共職業安定所（ハローワーク）」、「松江障がい者就業・生活支援センターふらす」や「松江市くらし相談支援センター」などの関係機関との連携を強化し、就労やくらしなど、様々な相談に対応できる体制をつくります。

また、本人の意思に沿った支援を行うためには、障がいの特性・能力にあった情報の提供や説明の配慮を行っていく必要があります。

ウ. 高齢の障がいのある人の相談支援の充実

障がいのある人の高齢化に対応し、医療や介護の関係機関と連携した相談支援体制の充実に取組みを進めます。

②医療や教育との連携

相談支援専門員と医療機関とが円滑に情報の共有化を図ることができるよう、福祉と医療機関との連携をさらに強化します。

教育との連携については、保育所・幼稚園・学校等と児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所等との相互理解の促進や、保護者も含めた3者の情報共有が必要であり、障がいのある子どもやその保護者が必要な支援が受けられるよう、引き続き支援

体制を整備していきます。

③人材の育成・確保

多様化する相談ニーズに的確に対応できるよう、相談支援専門員の人材確保とスキルアップを図ります。

④困難事例のサポート

課題が複雑で既存の制度で解決できない困難事例のサポートについては、基幹相談支援センター及び機能強化事業所の専門性の高いスキルを持つ相談支援専門員の支援体制の構築など、一層の相談支援体制の充実を図ります。

(3) 緊急時・災害時・感染症拡大時の支援及び平時からの体制の整備

災害の発生に日頃から備えるとともに、地域の支え合い体制を構築するため、要配慮者支援組織の結成促進を行っています。

緊急時・災害時の福祉避難所の確保を図るとともに、地域住民が避難行動要支援者名簿の情報提供に同意した障がいのある人を支援する体制づくりを進めるため、要配慮者支援推進事業を推進します。

また、避難情報などについては、合理的配慮に基づく情報提供に努めるものとし、障がいのある人も参加する形での防災訓練の実施、防災メールへの登録勧奨等により、平時から災害に対する意識の備えを進めます。併せて、障がいのある人が避難所を利用する場合には、適切な配慮を行えるようにしていく必要があり、体制づくりを進めます。

そして、災害時や新型ウイルスの感染症拡大時に備えて、事前に福祉サービス利用者それぞれの個別支援・対応をまとめたシートの作成を進めていきます。

(4) 障がい福祉サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、障がい福祉サービス(介護給付、訓練等給付など)のサービス量を確保するとともに、サービス提供の質の確保と、サービスを支える人材を育成します。

3. 障がいのある子どもが健やかに育つ環境の実現

「子育て環境日本一・松江」として、障がいの有無に関係なく全ての子どもたちが健やかに成長できる子育て環境の実現を目指します。

(1) 保育・教育・療育の充実

①共に過ごす機会の保障

すべての保育所・幼稚（幼保）園・学校での障がいのある子どもの受け入れに取り組むとともに、交流及び共同学習を積極的に進めることにより、相互理解を促進します。

②環境の充実

保育所（園）・幼稚（幼保）園・学校において、子どもたち一人ひとりのニーズに応じた合理的配慮を提供するなど、保育、教育及び療育の充実を図ります。

(2) 日常生活の支援

①居場所づくり

全ての子どもたちが放課後や休日の時間を有意義に過ごすことができるよう、障がいの有無に関係なく、誰もが集え、交流できる環境を整えます。

②地域での取組み

子どもの成長を地域で支えあうことも重要です。地域での相互理解を進め、障がいに対する偏見や障がいのある人に対する差別のない社会を作るために、「あったかスクラム事業」や子供会、自治会行事などで交流できる場づくりを進めます。

(3) 早期の就労支援

社会体験（働く体験）事業などの充実や、本人の意思と適性を見極めながら、学齢期からの早期就労支援施策を実施し、卒業後の進学や就職の支援について、学校、関係機関と連携して取り組みます。

(4) 保護者の支援

保護者などに対する障がい福祉サービスの周知と障がいのある子どもへのサービス利用促進に努めます。あわせて、保護者へのレスパイトケア、心理的、経済的な負担軽減を図ることで、安心して子育てできる環境を整備します。

また、悩みを抱える保護者が、身近に相談するためのペアレントメンター^{7*}や家族会等障がい者団体の協力を得ながら、気軽に相談できる仕組みを検討します。

⁷ 「ペアレント」とは親、「メンター」とは「信頼のおける相談相手」という意味です。ペアレントメンターは障がいのある子を持つ親の立場で、障がいの診断を受けたばかりの子どもの親や、様々な子育ての疑問を持つ親に対し、共感的に悩みを聞いたり、地域の情報提供を行ったりしながら寄り添い・支えていく『同じ立場の親による親支援』として活躍が期待されている人材です。

4. 障がいのある人の自立した地域生活の実現

障がいの種別や程度に関わらず、自らの意思で選択・決定し、地域で自立した生活を営むことは生活の質の向上を図る上で大切なことです。障がいのある人が地域で生活するという考え方を具体化するために障がい福祉計画に基づく施策を進めます。

(1) 社会参加の支援

①情報コミュニケーションの支援

障がいのある人が豊かで生きがいのある人生を送るために、必要な情報を必要な時に自ら手に入れることができるように、インターネットやファックス、点字・録音媒体などを活用した、わかりやすい情報の提供に努めるとともに、手話などの普及、日常のコミュニケーションを確保するための支援を引き続き実施します。

②日常生活の支援・外出の支援

スポーツ・レクリエーションなどへの参加、オープンカレッジなどの生涯学習や地域行事への参加のほか、就労機会の提供など、社会参加を積極的に支援します。医療機関への通院や社会参加・交流のために必要な移動の支援を継続して行い、障がいのある人が社会参加しやすい体制をつくります。

(2) 多様な就労の支援

①関係機関との連携強化

障がいのある人が自分の能力を活かせる職場に就職でき、その職場で更に能力を引き出せるように、就職前の相談から就職後のフォローアップによる職場の定着化までも含め、「公共職業安定所（ハローワーク）」、「松江障がい者就業・生活支援センターふらす」、その他就労関係機関の連携のもと、総合的に就労支援できる体制を整備します。

②企業への支援と理解啓発促進

障がい者雇用を積極的に行う企業や、実習の受入れを行う企業を支援します。また、障がい者雇用を検討する企業への各種支援制度の情報提供や、一般企業の障がい者雇用促進のための理解啓発をハローワーク等の関係機関と連携して進めます。

(3) 住まいの確保の支援

地域で自立した生活を送るための住まいを確保できるように、保証人制度の活用を促進するとともに、サポート体制の仕組みを構築します。また、障害者総合支援法の地域生活支援事業（住宅改修）の活用により住宅のバリアフリー化を図ります。

併せて、不動産業界とも連携した住まいの相談窓口について整備を進めます。

(4) 入院・入所中、触法の人の地域移行・定着の支援

①地域移行の推進

障がいのある人が、病院や障がい者支援施設、矯正施設等から地域における生活へ円滑に移行できるように、障害者総合支援法に基づく地域移行支援サービスの利用を推進するとともに、保健・医療・福祉・地域が連携した相談支援体制を構築します。

②地域定着の推進

地域生活へ移行した人が継続して地域で生活できるように、障害者総合支援法に基づく地域定着支援や、自立生活援助のサービス利用を推進し、常時の連絡体制や緊急対応体制の充実を図ります。触法の人の地域定着は、県の取組みと連携して課題解決に取り組みます。

また、民生児童委員や自治会、公民館などにおける地域活動と連携した支援体制づくりを進めます。

③地域生活支援拠点の整備

障がいのある人の高齢化、重度化や「親亡き後」の生活を見据えて、地域づくり、相談、緊急時の受け入れなど、地域生活を支援する機能を集約して行う拠点（又はサテライト型）の整備を行います。

◆第3編 松江市障がい福祉計画

・障がい児福祉計画◆

I. 総論

松江市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、松江市障がい者基本計画、障害者総合支援法に基づく国的基本指針及び島根県の基本指針を踏まえるとともに、基本計画の basic 理念である「障がいのある人もない人も共に住み慣れた地域社会の中でお互いを尊重し、理解しながら、安心して暮らせる共生社会の実現」、そして「障がいの有無に関係なく、社会、経済、文化等の幅広い分野にわたって共に活動し、同じように生活するために共に生きる社会が本来の姿であるというノーマライゼーションの推進」という理念のもとに、障がいのある人自らが選択した地域において、必要な支援を受けながら、身体的、精神的、経済的及び社会的に自立した生活ができる社会の実現」に向けて、本市の取組みと、障がい者施策の数値目標、及び障がい福祉サービス等の必要な見込量を定めるものです。

II. 計画の基本指針

1. 国の基本指針

(1) 基本指針の改正

市町村及び都道府県が令和6年度から令和8年度までの第7期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項を「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」として定めるものです。

(2) 基本指針の内容（概要）

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援（継続）

- ・重度化、高齢化した障がい者で地域生活を希望する人に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保。
- ・地域生活支援拠点等を整備するとともに、障がい者の重度化、高齢化や親亡き後を見据えて、これらの機能をさらに強化。

②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（継続）

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進。

③福祉施設から一般就労への移行等（継続）

- ・就労移行支援事業及び就労定着支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進める。
- ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、新たに一般就労に移行する者の目標値を設定。

④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築（継続）

- ・児童発達支援センターは地域の障がい児の健全な発達における中核的機関であり、障がい児通所支援等事業所と連携し、障がい児通所支援の体制整備を図ることが重要。次の児童発達支援センターの中核的支援機能を踏まえ、市町村では、地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要。

○発達・家族支援の機能

○障がい児通所支援事業所へのスーパーバイズ等機能

○地域のインクルージョン推進の中核機能

○地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能

- ・支援体制の整備に当たっては、母子保健、子育て支援、教育、当事者等を含む関係機関等が参画することの専門部会を協議会の下に設置し、地域課題や支援に係る資源の状況等を踏まえながら、関係機関等の連携の下で進めていくことが重要。

⑤発達障がい者等支援の一層の充実（継続）

- ・発達障がい者等の早期発見、早期支援には、当事者、家族等への支援が重要であり、各市町村において、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラム・トレーニング等の発達障がい者、家族等に対する支援体制構築が重要。そのためには、支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが重要。

⑥地域における相談支援体制の充実強化（継続）

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進（設置の努力義務化）
- ・令和4年「障害者総合支援法」等改正により、協議会における個別事例の検討を通じ、障がい者への支援体制整備を進めていくため、令和6年4月から、協議会構成員に対し守秘義務が課されるとともに、関係機関による協議会への情報提供も努力義務となった。これを踏まえ、協議会運営においては、協議会における個別事例の検討等を通じ抽出される課題を踏まえ、地域の支援体制の整備の取組みの活性化を図ることが重要。

⑦障がい者等に対する虐待の防止（継続）

- ・「市町村・都道府県における障がい者虐待の防止と対応」に沿って障害者虐待防止センターを中心として、関係機関からなるネットワークの活用、虐待の未然防止、発生時の迅速適切な対応、再発防止等に取り組み、体制や取組みを定期的に検証し、必要に応じマ

ニュアルの見直し等が重要。また、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して都道府県が実施する虐待防止研修への受講を促す等、一層の連携を進める必要がある。

・市町村においては、引き続き、虐待通報があった場合に、速やかに障がい者等の安全確認、事実確認を行うとともに、虐待対応協力者と協議の上、今後の援助方針や支援者の役割を決定する体制を取ることが必要。特に、初動対応の方針決定や虐待認定の判断に管理職が参加し、組織的対応等を行うべき。

⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組み（継続）

地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、令和3年4月施行の「改正社会福祉法」に基づく包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、重層的支援体制整備事業の活用も含めて検討し、体制整備を進める。

⑨障がい福祉人材の確保・定着（継続）

安定的に障がい福祉サービス等を提供し、障がい福祉事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せ、人材の確保・定着が必要。そのためには、専門性を高めるための研修施、多職種間の連携、働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等とともに、職員の処遇改善等による職場環境の整備やハラスメント対策、ＩＣＴ・ロボット導入による事務負担の軽減、業務の効率化に取り組んでいくことが重要。

⑩障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進【新規】

「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者によるＩＣＴ活用等の促進を図る。

⑪障害者総合支援法に基づく難病患者等への支援の明確化（継続）

・強度行動障がいや高次脳機能障がいのある人及び難病患者に対し、障がい福祉サービス等により適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域課題の整理や専門的人材の育成、地域資源の開発等を行い、関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図る必要がある。

・強度行動障がいのある人のニーズ把握では、障がい支援区分認定調査の行動関連項目の点数集計や療育手帳所持者の状況把握に努める等により特に支援を必要とする者を把握することに加え、アンケート調査等を通して課題の把握を行うことが重要。また、管内の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等と連携してサービスにつながっていない在宅の者を把握することが重要。

・高次脳機能障がいのある人については、障がい支援区分認定調査等に加え、管内の支援

機関や医療機関等と連携して支援ニーズを把握することが重要。

- ・難病患者については、多様な症状や障がい等特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障がい福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要。

2. 成果目標

国の基本指針で示されている市町村の成果目標を踏まえ、必要な数値目標を設定します。

目標項目	令和8年度目標		前計画実績 (R5年度末時点の目標)
	目標値	指針内容	
施設入所者の地域生活への移行(継続)			
地域生活移行者数の増	19人	R4年度末時点の施設入所者数308人の6%以上を地域生活へ移行	9人見込 (目標19人) R元年度末時点の6%以上
施設入所者の減	15人減	施設入所者数をR4年度末時点308人から5%減	7人減見込 (目標5人減) R元年度末時点の1.6%減
地域生活支援拠点等			
地域生活支援拠点等の設置		地域生活支援拠点等の構築、コーディネーターの配置、年1回以上運用状況を検証	未設置〔協議中〕 (目標「設置」)
強度行動障がいに係る支援体制の構築【新規】		支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備	—
福祉施設から一般就労への移行等			
就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労移行者数の増	39人	R3実績30人の1.28倍以上	30人見込 (目標36人) R元実績の1.27倍以上
就労移行支援を通じた一般就労への移行者数の増	11人	R3実績8人の1.31倍以上	10人見込 (目標15人) R元実績の1.30倍以上
就労移行支援利用終了者のうち一般就労移行者の割合が5割以上の事業所【新規】	5割以上	就労移行支援利用終了者のうち一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を、全体の5割以上	—
就労継続支援A型から一般就労へ移行者数の増	4人	R3実績3人の1.29倍以上	8人見込 (目標5人) R元実績の1.26倍以上
就労継続支援B型から一般就労へ移行者数の増	9人	R3実績7人の1.28倍以上	12人見込 (目標15人) R元実績の1.23倍以上
就労定着支援事業の利用者数の増【項目見直し】	23人	R3実績16人の1.41倍以上	3割 (目標 就労移行支援を通じた一般就労移行者のうち7割が就労定着支援を利用)

目標項目	令和8年度目標		前計画実績 (R5年度末時点の目標)
	目標値	指針内容	
就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所【項目見直し】	2.5割以上	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2.5割以上	6割 (目標8割以上の事業所が全体の7割)
障がい児に対する地域支援体制の構築			
児童発達支援センターの設置(確保)	2か所	少なくとも1カ所以上設置	3か所 (目標3カ所確保)
障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進【項目見直し】		児童発達支援センター、障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制を構築	5カ所確保 (目標 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築)
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	2カ所	両方で少なくとも1カ所以上設置	2カ所確保 (目標2カ所確保)
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1カ所		1カ所確保 (目標1カ所確保)
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設定		関係者による協議の場を設置し、コーディネーターを配置	設置済、配置済 (目標 協議の場を設置、コーディネーター配置)
相談支援体制の充実・強化等			
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組み【項目見直し】		・基幹相談支援センターを継続運用 ・個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組みと必要な協議会の体制の確保	基幹相談支援センターを設置済 (目標 総合的専門的な相談支援及び地域の相談支援体制強化に向けた取組み)
障がい福祉サービス等の質の向上			
障がい福祉サービス等の質の向上		障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組みに関する事項を実施する体制	取り組み中 (目標 同左)

III. 各種障がい福祉サービス・事業の評価・課題と今後の見込

※図表 23 以降の令和 5 年度実績は、見込み値である。

1. 自立支援給付

(1) 訪問系サービス

【実績】

訪問系サービスの利用者は、相談体制が確立されてきたことと、介護保険制度への移行を進めてきていることから、利用者数は微増です。

【見込】

第 6 期計画実績が緩やかな増加傾向にあることから、微増を見込みます。

■図表 23 居宅介護等の実績と見込量

居宅介護等 (※)	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	565	565	565	620	625	630	利用者数
実績	595	605	615				
見込	13,560	13,560	13,560	13,817	14,080	14,348	時間
実績	13,137	13,391	13,650				

(※) 居宅介護等には、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護が含まれます。

(※) 重度障がい者等包括支援については、指定事業者が市内にないため、利用者を見込んでいません。

(2) 日中活動系サービス

【実績】

- ・日中活動の場として、就労継続支援 B 型を利用される人は年々増加しています。
- ・なお、短期入所サービスと自立訓練（生活訓練）は新型コロナウイルスの影響により、利用者の利用控えや、事業所の受入体制が整わないなどの理由により、令和 2 年度以降減少傾向にあります。

【見込】

i) 生活介護

第 6 期計画実績が横ばいであることから、実績並みを見込みます。

ii) 自立訓練（機能訓練）

標準利用期間が定められていることから、年度ごとに利用者のバラつきはあるが、横ばいを見込みます。

iii) 自立訓練（生活訓練）

標準利用期間が定められていることから、年度ごとに利用者のバラつきはあるが、横ばいを見込みます。

iv) 就労選択支援【新規】

就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を新たに利用する者の数、就労移行支援、就労継続支援 A 型又は就労継続支援 B 型を現に利用している者の数等

を勘案して、利用者数の見込みを設定。

v) 就労移行支援

就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者を見込みます。

vi) 就労継続支援A型

第6期計画実績は横ばいであることから、実績並みを見込みますが令和7年度から就労選択支援が開始することにより微増とする。（利用日数：18日利用）

vii) 就労継続支援B型

第6期計画実績状況から、今後も引き続き、増加していくものと見込みます。

（利用人数：年20人増加、利用日数：15日）

viii) 就労定着支援

第6期計画実績は横ばいであることから、実績並みを見込みます。

ix) 療養介護

利用定員が定められていることから、第6期計画実績並みを見込みます。

x) 短期入所

第6期計画実績は新型コロナウイルスの影響により減少したが、5類移行となった6年度以降増加傾向と見込みます。

■図表24 生活介護の実績と見込量

生活介護	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	605	615	625	615	615	615	利用者数
実績	605	608	610				
見込	11,500	11,685	11,875	11,500	11,500	11,500	時間
実績	11,467	11,351	11,500				

■図表25 自立訓練（機能訓練）の実績と見込量

自立訓練 (機能訓練)	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	17	17	17	17	17	17	利用者数
実績	10	11	13				
見込	205	205	205	205	205	205	人日
実績	109	129	167				

■図表26 自立訓練（生活訓練）の実績と見込量

自立訓練 (生活訓練)	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	55	55	55	55	55	55	利用者数
実績	33	28	31				
見込	880	880	880	880	880	880	人日
実績	640	561	614				

■図表 27 就労選択支援の実績と見込量

就労選択支援	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込					42	84	
実績							利用者数

※就労選択支援 令和7年10月に施行予定

■図表 28 就労移行支援の実績と見込量

就労移行支援	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	43	47	51	55	55	55	
実績	37	45	50				利用者数
見込	690	750	810	750	750	750	
実績	475	578	705				人日

■図表 29 就労継続支援A型の実績と見込量

就労継続支援 A型	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	180	180	180	145	150	150	
実績	159	157	147				利用者数
見込	3,240	3,240	3,240	2,700	2,790	2,790	
実績	2,969	2,882	2,786				人日

■図表 30 就労継続支援B型の実績と見込量

就労継続支援 B型	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	715	730	745	870	890	910	
実績	778	822	854				利用者数
見込	11,440	11,680	11,920	13,400	13,700	14,000	
実績	11,812	12,358	13,092				人日

■図表 31 就労定着支援の実績と見込量

就労定着支援	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	20	25	30	15	15	15	
実績	13	10	11				利用者数

■図表 32 療養介護の実績と見込量

療養介護	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	70	70	70	82	82	82	利用者数
実績	68	72	82				

■図表 33 短期入所の実績と見込量

短期入所	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	150	150	150	110	130	150	利用者数
実績	80	69	86				
見込	925	925	925	735	869	925	人日
実績	493	468	575				

【内訳】

短期入所 (福祉型)	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	125	125	125	97	110	125	利用者数
実績	78	65	79				
見込	813	813	813	655	774	815	人日
実績	475	442	518				
短期入所 (医療型)	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	25	25	25	13	20	25	利用者数
実績	2	4	7				
見込	112	112	112	80	95	110	人日
実績	18	26	57				

(3) 居住系サービス

【実績】

- ・共同生活援助（グループホーム）は、生活に必要な身辺処理の支援等を行います。また、自立や地域移行を目指す障がい者の居住の場にもなっています。多様な利用ニーズに応じるため、事業所の定員増や事業所の増加が必要な状況です。特に、医療的ケアが必要な方や、強度行動障がい、重いてんかんなど、重度の障がいがある方が安心して暮らせる居住の場の整備が課題となっています。
- ・施設入所支援は、入所希望者が増加しているため、入所待機者が増えているところです。課題としては、地域移行支援制度の周知・利用促進や介護保険対象者への介護施設への緩やかな転所勧奨が必要な状況です。

【見込】

i) 自立生活援助

実績並みを見込みます。

ii) 共同生活援助（グループホーム）

新規事業所の立ち上げが検討されていることから、利用者の増を見込みます。

iii) 施設入所支援

施設入所からの地域生活移行者を見込みます。

■図表 34 自立生活援助の実績と見込量

自立生活援助	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	1	1	1	2	2	2	
実績	1	1	2				利用者数

■図表 35 共同生活援助（グループホーム）の実績と見込量

共同生活援助 (グループホーム)	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	302	312	319	320	330	340	
実績	284	292	310				利用者数

■図表 36 施設入所支援の実績と見込量

施設入所支援	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	308	307	305	302	297	292	
実績	307	305	305				利用者数

*今期計画の見込人数は、国が示す成果目標の人数（令和8年度までに令和4年度末時点の施設入所者数の5%にあたる15人減）を設定することとしており、定員の減等を図るもではありません。

(4) 相談支援サービス

【実績】

サービス等利用者が増加していることや、標準モニタリング期間の変更によりモニタリング回数が増えたことなど、相談支援専門員一人当たりの負担が増えており相談支援専門員の増員が必要です。

【見込】

i) 計画相談支援

利用者の増加に伴い増加していくものと見込みます。

ii) 地域移行支援

施設入所者の地域生活移行時に本事業の利用することを見込みます。

iii) 地域定着支援

地域移行者の増を見込むことから、本事業利用者も増を見込みます。

■図表 37 計画相談支援の実績と見込量

計画相談支援	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	720	730	740	850	860	870	
実績	759	811	844				利用者数

■図表 38 地域移行支援の実績と見込量

地域移行支援	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	6	6	7	7	7	7	
実績	1	0	2				利用者数

■図表 39 地域定着支援の実績と見込量

地域定着支援	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	11	11	12	10	10	10	
実績	4	2	1				利用者数

2. 障がい児通所サービス

【実績】

- ・幼少期からの健診、「エスコ」、障がい児相談支援、また「基幹相談支援センター紹介」の設置などにより相談支援体制が充実してきていることから、障がい児通所サービスの利用者は、増加傾向です。これに伴い、サービス提供事業所も増えてきています。
- ・利用者の増加に対して、利用計画等を策定する相談支援専門員が不足していることから、相談支援専門員の増員が必要です。
- ・また、令和 3 年度より医療的ケア児の暮らしや、通園等を支援する「医療的ケア児等コーディネーター」を配置し、公立及び私立の保育施設等における医療的ケア児の受け入れについてサポートしています。

【見込】

i) 児童発達支援

未就学児を対象としたサービスであることから利用者の入れ替わりがあり、横ばいで推移していくと見込みます。

ii) 放課後等デイサービス

前計画実績より増加傾向は緩やかになるものの、引き続き、増加していくものと見込みます。（利用人数：年 20 人増加、利用日数：15.5 日）

iii) 保育所等訪問支援

横ばいで推移していくと見込みます。

iv) 居宅訪問型児童発達支援

令和4年度より松江市で新規事業所指定がされた、実績と同数を見込みます。

v) 障がい児相談支援

放課後等デイサービス利用者の増加に伴い、増加していくものと見込みます。

vi) 医療的ケア児等コーディネーター

医療的ケア児等コーディネーターの配置は、当面横ばいでの推移を見込みます。

■図表40 児童発達支援の実績と見込量

児童発達支援	第2期			第3期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	65	65	65	75	75	75	
実績	69	72	72				利用者数
見込	715	715	715	850	850	850	
実績	806	854	822				人日

■図表41 放課後等デイサービスの実績と見込量

放課後等 デイサービス	第2期			第3期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	470	490	510	560	580	600	
実績	510	514	541				人
見込	7,285	7,595	7,905	8,523	8,828	9,132	
実績	7,778	7,564	8,478				人日

■図表42 保育所等訪問支援の実績と見込量

保育所等 訪問支援	第2期			第3期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	3	3	3	3	3	3	
実績	0	1	2				人
見込	3	3	3	7	7	7	
実績	0	2	7				人日

■図表43 居宅訪問型児童発達支援事業の実績と見込量

居宅訪問型 児童発達 支援事業	第2期			第3期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	-	-	-	2	2	2	
実績	-	1	2				人
見込	-	-	3	6	6	6	
実績	0	1	6				人日

■図表 44 障がい児相談支援の実績と見込量

障がい児 相談支援	第 2 期			第 3 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	145	155	165	200	220	240	人
実績	151	159	180				人

■図表 45 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数の実績と見込量

配置人数	第 2 期			第 3 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込				2	2	2	人
実績	2	2	2				人

3. 地域生活支援事業

障がいのある人や子ども等が、身近な地域で必要な支援を受けることが出来るように関係機関と連携し、利用者等への周知に努めるとともに、事業者への情報提供を行います。

(1) 理解促進研修・啓発事業

【実績】

障がい等の理解を深めるための障がい理解、手話をテーマとした出前講座を行っておりましたが、実施回数は横ばいに留まりました。

【見込】

出前講座の PR を一層図り、令和 5 年度をベースに、講座実施回数の増を図ります。

■図表 46 理解促進研修・啓発事業の実績と見込量

理解促進研修 ・啓発事業 (出前講座)	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	24	29	34	25	27	29	実施回数
実績	22	16	22				人

(2) 自発的活動支援事業

【実績】

毎年、当事者団体等が行う研修会や情報交換会等に対する補助を行っています。

【見込】

継続的に事業実施されるものと考え、補助を行うこととします。

■図表 47 自発的活動支援事業の実績と見込量

自発的活動 支援事業	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	有	有	有	有	有	有	実施の有無
実績	有	有	有				

(3) 相談支援事業

【実績】

- ・障がい者相談支援事業は、障がいのある人やその家族などからの一般的な相談に応じ、各種支援サービス、権利擁護などの専門機関の紹介及びつなぎ、また障がい者虐待の防止などを図り、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営めるよう支援等を行う事業です。指定特定（一般）相談支援事業所等に委託して実施します。
- ・令和 3 年度時点では相談の総合窓口である「サポートステーション絆」を配置するほか、16 か所の相談支援事業所に委託して事業を行っておりました。
- ・令和 4 年度には相談支援及び地域の支援体制づくりの中核機関である「基幹相談支援センター絆」を開設し、相談支援事業所 16 か所⁸への委託、またそのうち 4 か所の事業所には相談支援事業所への専門的な指導、助言や困難ケースにも対応する機能強化事業も併せて委託し、新たな相談支援体制を構築しました。

【見込】

i) 障がい者相談支援事業

市内の相談支援事業所の多くが障がい者相談支援事業の体制に加わる中、令和 5 年度の実績をベースに、横ばいに推移することを見込みます。

ii) 基幹相談支援センター

- ・基幹相談支援センターは継続して設置し、当事者等への相談支援のほか、相談支援事業所等への助言、指導も継続して行います。
- ・人材育成、地域の相談機関との連携、個別事例の検討を継続して行います。
- ・福祉専門資格者で構成し、主任相談支援専門員も継続して配置します。
- ・相談支援機能強化事業は、基幹相談支援センターと一緒に、専門的な相談に対応するほか、その他の相談支援事業所をサポートする重要な位置付けであり、今後も継続します。

iii) 住居入居等支援事業（居住サポート事業）

住居入居等に係る支援についても継続的に行います。

⁸ 令和 5 年度には、相談支援事業所への委託数は 18 か所となっている。

■図表 48 障がい者相談支援事業の実績と見込量

1) 障がい者相談支援（委託する相談支援事業所の箇所数）

障がい者相談 支援事業 (委託箇所数)	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	14	15	16	18	18	18	法人数 (事業所数)
実績	16	16	18				

2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談 (設置)	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	無	有	有	有	有	有	有無
実績	無	有	有				

基幹相談 (指導助言件数)	第 6 期			第 7 期			件数
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	—	—	—	30	32	34	
実績	—	24	28				

基幹相談 (人材育成)	第 6 期			第 7 期			回数
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	—	—	—	3	3	3	
実績	—	3	3				

※「絆」実施 福祉関係者を対象とした福祉関連研修の回数を記載

基幹相談 (地域の相談機 関との連携)	第 6 期			第 7 期			回数
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	—	—	—	4	4	4	
実績	—	1	2				

※「絆」が主催となり、多分野の機関と連携を図る機会を設ける。

基幹相談 (個別事例 支援内容検証)	第 6 期			第 7 期			回数
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	—	—	—	4	4	4	
実績	—	4	4				

※「絆」実施 事例検討会の回数を記載

基幹相談 (主任相談 支援専門員)	第6期			第7期			人数
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	—	—	—	2	2	2	
実績	—	2	2				

相談支援 機能強化事業	第6期			第7期			有無
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	有	有	有	有	有	有	
実績	有	有	有				

3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

住宅入居等 支援事業	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	無	有	有	有	有	有	
実績	無	無	有				有無

（4）成年後見制度利用支援事業

成年後見制度を利用する上で、補助を受けなければ、後見人等の報酬等の必要経費を負担することができず、制度利用が困難と認められる場合に、登記手数料や、鑑定費用、後見人等の報酬等を助成するものです。

【実績】

令和3年度に中核機関として「松江市権利擁護推進センター」を設置し、成年後見制度の利用促進を図るため、「広報」、「利用促進」、「相談」、「後見人等支援」等の業務を行っています。本事業は、成年後見制度が必要な低所得の障がいのある人に対し、後見人の報酬等を助成する事業であり、令和3年度に大幅に増加し、その後は概ね見んどおり推移しています。

【見込】

中核機関の取組みや同年に設置した「松江市セーフティーネット会議権利擁護部会」の取組み等により、成年後見制度の利用が増えると想定し、令和6年度以降も1件ずつ増加するとして見込を設定します。

■図表 49 成年後見制度利用支援事業の実績と見込量

成年後見制度 利用支援事業	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	11	12	13	14	15	16	助成件数
実績	18	12	13				
【実績内訳】 申立費用	2	1	1				
【実績内訳】 後見人報酬	16	11	12				

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

令和 5 年 8 月現在、松江市内で法人後見を実施している団体は市社会福祉協議会のみですが、新たな法人後見実施団体に対する支援として必要に応じて検討します。

■図表 50 成年後見制度法人後見支援事業の実績と見込量

成年後見制度 法人後見支援 事業	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	1	1	1	1	1	1	実施法人数
実績	1	1	1				

(6) 意思疎通支援事業

【実績】

i) 手話通訳者・要約筆記者等派遣事業

聴覚障がいのある人への手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者^{9*}及び要約筆記奉仕員の派遣事業については、ろうあ者の高齢化による医療、介護関係の派遣が増えてきていますが、全体的な派遣回数は概ね横ばいの状況です。

ii) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

失語症のある人の社会参加を支援するため、市で養成した失語症者向け意思疎通支援者を個人向け、団体向けに派遣します。令和 4 年 12 月の「松江市失語症者支援センター」（以下「失語症者支援センター」という。）開設以降、派遣回数はまだ少ない状況です。

iii) 手話通訳者設置事業

市に設置している手話通訳者については、手話通訳派遣のコーディネート、養成講座の企画、手話出前講座のコーディネート、窓口対応等を行っています。

※国の実施要綱では、意思疎通支援事業に代筆・代読、音声訳¹⁰等の支援者の派遣も含まれており、居宅介護等での代筆・代読等の支援との関係性も考慮した上で、今後、事業実施に向けては研究を行います。

⁹ 聴覚に障がいのある人で手話のわからない人のために、話の内容等を筆記通訳します。

¹⁰ 視覚に障がいのある人に代わり、生活に必要なお知らせ文章などを読んで音声にして伝えます。

【見込】

i) 手話通訳者・要約筆記者等派遣事業

聴覚障がいのある人の人数は近年横ばいであるため、令和5年度実績見込をベースに、横ばいで推移するものと見込みます。

ii) 失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

「失語症者支援センター」の利用促進を図ることで、派遣回数の増を見込みます。

iii) 手話通訳者設置事業

現状のとおり、設置通訳者は4人とします。

■図表 51 意思疎通支援事業の実績と見込量

手話通訳者・ 要約筆記者等 派遣事業	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	1,800	1,800	1,800	1,500	1,500	1,500	派遣回数 (個人派遣・ 団体派遣)
実績	1,530	1,383	1,500				

【内訳】							
手話通訳者等 派遣事業	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	派遣回数 (個人派遣・ 団体派遣)
見込	1,600	1,600	1,600	1,485	1,485	1,485	
実績	1,512	1,376	1,485				
要約筆記者等 派遣事業	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	派遣回数 (個人派遣・ 団体派遣)
見込	15	15	15	15	15	15	
実績	18	7	15				

失語症者向け 意思疎通支援 者派遣事業	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	派遣回数 (個人派遣・ 団体派遣)
見込	-	-	-	40	44	48	
実績	-	7	36				

■図表 52 手話通訳者設置事業の実績と見込量

手話通訳者 設置事業	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	4	4	4	4	4	4	
実績	4	4	4				設置人数

(7) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業（中核市事業）

【実績】

盲ろう者の対象者が少人数であるため、1人の利用がなくなる場合でも変動が多い状況です。

【見込】

盲ろう者通訳介助員派遣事業については、令和4年度実績を基に、2名程度の利用増を見込みます。

■図表53 専門性の高い意思疎通支援事業の実績と見込量

盲ろう者 通訳介助員 派遣事業	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	1,000	1,000	1,000	300	300	300	派遣時間 (個人派遣)
実績	192	201	191				

(8) 日常生活用具給付等事業

【実績】

給付する用具ごとに件数の増減がありますが、全体としてほぼ一定の件数で推移していると評価し、同様の傾向が続く見通しです。

【見込】

- | | |
|-----------------|------------------------|
| i) 介護・訓練支援用具 | iv) 情報・意思疎通支援用具 |
| ii) 自立生活支援用具 | v) 排せつ管理支援用具 |
| iii) 在宅療養等支援用具 | vi) 居宅生活動作補助用具（住宅改修費） |

※日常生活用具の給付量は、近年の給付件数の推移を踏まえ見込みます。

■図表54 日常生活用具給付等事業の実績と見込量

日常生活用具 給付等事業	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
実績	919	923	1,000				給付件数

介護・訓練 支援用具	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	19	19	19	12	12	12	
実績	16	6	12				給付件数

自立生活支援用具	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	35	35	35	35	35	35	
実績	40	29	35				給付件数

在宅療養等支援用具	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	75	75	75	85	85	85	
実績	69	99	85				給付件数

情報・意思疎通支援用具	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	60	60	60	60	60	60	
実績	48	57	60				給付件数

排泄管理支援用具	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	800	800	800	800	800	800	
実績	738	728	800				給付件数

居宅生活動作補助用具(住宅改修)	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	8	8	8	8	8	8	
実績	8	4	8				給付件数

(9) 移動支援事業

【実績】

新型コロナウイルスの影響により利用者が減少しています。

【見込】

新型コロナウイルスが5類移行となったことにより増加傾向になると見込みます。

■図表 55 移動支援の実績と見込量

移動支援	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	380	380	380	350	370	380	
実績	325	322	320				人数
見込	30,000	30,000	30,000	22,490	24,000	27,300	
実績	22,877	20,673	20,820				利用時間数

(10) 地域活動支援センター

【実績】

令和3年度に新しいセンターが開設されました。利用者数は令和4年度に減少となりました。相談支援事業所等を通じて、引き続き利用希望者へ向けた情報提供を行っていきます。

【見込】

地域活動支援センターの周知、相談支援事業所等からの情報提供等により、利用者は増となるよう見込みます。

■図表 56 地域活動支援センターの実績と見込量

地域活動支援センター	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	8	8	8	9	9	9	
実績	9	9	9				実施箇所数
見込	610	610	610	515	530	545	
実績	603	483	500				実利用人数

(11) 手話奉仕員養成研修¹¹事業

【実績】

令和3年度に、登録者の継続意向確認を行い、それぞれの仕事や家庭の事情で登録を外れた奉仕員がいましたが、新たに奉仕員を養成し、登録者数の維持ができます。

【見込】

今後も手話奉仕員の養成を行う考えであり、一定数登録者が増加していくものとして見込みます。

■図表 57 手話奉仕員養成研修事業の実績と見込

手話奉仕員養成研修事業	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	107	114	121	120	125	130	登録者数 (手話通訳者 及び奉仕員)
実績	102	109	115				

11 手話奉仕員を養成するための研修、入門・基礎編、フォロー研修があります。

(12) 日中一時支援事業

【実績】

介護者のレスパイトを目的としたサービスであり、利用のニーズは高く、利用者は増えています。早朝や土日の利用を希望されても、対応できる事業所が不足している状況です。

【見込】

前計画実績の増加傾向が同様に続くものとして見込みます。

■図表 58 日中一時支援の実績と見込量

日中一時支援	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	3,150	3,200	3,250	3,300	3,400	3,500	
実績	2,813	2,870	3,200				利用時間数

(13) 訪問入浴サービス

【実績】

利用者に変動なし。

【見込】

利用者は固定されていることから、実績並みを見込みます。

■図表 59 訪問入浴サービスの実績と見込量

訪問入浴 サービス	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	7	7	7	7	7	7	
実績	5	5	5				実利用人数

(14) 障がい児等生活支援事業（レスパイト、しごとチャレンジ）

【実績】

年間利用時間は、年度により増減がある状況です。この事業は、自主的に登録する市民の介護人により支えられているため、介護人の確保、受け入れ事業所の拡大が課題となっています。

【見込】

増減があることが見込まれますが、近年の推移をみて、令和3年度並みで設定します。

■図表 60 障がい児等生活支援事業の実績と見込量

障がい児等 生活支援事業	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	1,200	1,200	1,200	1,100	1,100	1,100	
実績	1,051	888	1,100				年利用時間

(15) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

中核市の権限に基づき、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を行うものです。県と共同での実施も含め、人材育成を進めます。

【実績】

概ね現状維持となっています。なお、手話通訳者、要約筆記者になるための資格試験は合格率が低い傾向¹²にあり、小幅な増となっています。

【見込】

登録者数は小幅ながらも増となるよう目標を設定します。

■図表 61 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業の実績と見込量

手話通訳者 養成研修事業	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	30	31	32	33	33	34	
実績	29	31	31				登録者数

要約筆記者 養成研修事業	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	8	9	9	11	11	12	
実績	10	11	11				登録者数

盲ろう者向け 通訳介助員 養成研修事業	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	32	32	33	31	32	33	
実績	29	29	30				登録者数

¹² 令和 4 年度の合格率 手話通訳者 9.6% 要約筆記者（手書き）24% 要約筆記者（パソコン）29%

失語症者向け 意思疎通支援者 養成研修事業	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込	20	30	40	14	24	24	
実績	18	15	14				登録者数
※R7年度に10名の支援者養成を想定します。							

4. 発達障がい者等の支援【新規】

【実績】

i) ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム

子どもの発達にかかる心配事や子育てに難しさを感じている3歳児学級から小学校2年生までの子どもの保護者を対象に、子どもの特性やよりよいかかわり方について講義や情報交換を行う子育て支援講座（ペアレント・トレーニング）を実施しています。（全8回講座）

託児の対応等を行い受講しやすい環境づくりに努めていますが、受講者数は近年減少傾向にあります。共働きの保護者の増加により、平日の講座への参加が難しいことなどが理由として考えられます。

ii) ペアレントメンター

島根県事業において、ペアレントメンターを養成と派遣申込に応じた派遣を行っています。

iii) ピアサポート活動

基幹相談支援センター紹介において、発達障がいの当事者による発達障がい相談（ピアサポート）を実施しています。

【見込】

i) ペアレント・トレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム

【受講者数】概ね20名の受講者の参加があるよう努めています。

【支援者数】現状維持での推移を見込みますが、引き続き丁寧な対応を行い、保護者支援の一助となるよう努めてまいります。

ii) ペアレントメンター

県と連携し、ペアレントメンター養成研修の周知を広く行い、メンターを担う人数の増を図ります。

iii) ピアサポート活動

「紹介」において発達障がい相談を継続し、当事者の経験、知識に基づく相談対応（ピアサポート）を行います。なお、現在でも多くの予約をいただいている状況であり、現状のまま推移し、多くの方にご利用いただけると考えています。

■図表 62 ペアレント・トレーニング等の支援プログラム等の実績と見込量

ペアレント・トレーニング (受講者)	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込				20	20	20	
実績	23	11	10				受講者数
ペアレント・トレーニング (支援者)	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込				3	3	3	
実績	3	3	3				支援者数 (実人数)
ペアレント メンター	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込				11	12	13	
実績	11	11	11				支援者数 (実人数)
ピアサポート	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込				150	150	150	
実績		67	150				延べ 参加人数

5. 地域生活支援拠点等

【実績】

障がい者福祉専門分科会の下部会議である「地域移行・定着・包括ケア連携会議」のサブ会議として、「地域生活支援拠点検討ワーキングチーム」をつくり、地域生活支援拠点等の整備について検討を開始しました。

【見込】

令和 5 年度末までに地域生活支援拠点等の内容を固め、令和 6 年度中からの運用開始を見込みます。また、開始以降は専門部会において、見直しの検討を行います。

■図表 63 地域生活支援拠点等 などの見込量

地域生活支援 拠点等	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込				1	1	1	
実績							設置箇所数

地域生活支援拠点 コーディネーター	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	人
見込				1	1	1	
実績							検証、検討 の実施回数
機能充実に向けた 検証及び検討	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込				1	1	1	
実績							

6. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムなどの包括的な支援

「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、地域で自立して生活ができるよう包括的な支援体制の構築を進めます。また、その他に重度障がい、強度行動障がいなども含めた包括ケアシステムへの拡大を目指します。

【実績】

広域的な支援事業における「精神障がい者地域移行・地域定着推進協議会」の役割を担う「地域移行・定着・包括ケア連携会議」において、地域包括ケアシステムの構築に向けて協議を行っていくこととしています。医療機関や、福祉サービス事業所、相談支援事業所、障がい者団体等で構成しておりますが、当該包括的な支援に係る本格的な議論にはいたっておりません。

【見込】

- i) 協議の場 : 精神障がいに限らず包括的なケアシステムの課題も含め、最低年2回開催します。なお、同様の趣旨で他の会議を検討した場合はその開催数等を含みます。
- ii) 精神障がいに係る地域移行支援等の給付: 図表 26、34、35、38、39 の内数として見込みます。

■図表 64 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムに係る協議の場 実績と見込量

地域移行・定着・包括ケア連携会議	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	1	1	1	2	2	2	開催回数
実績	1	0	1				
見込				14	14	14	参加人数
実績	14	0	11				
見込				1	1	1	目標設定・評価回数
実績	0	0	0				

■図表 65 障がい福祉サービスの「地域移行支援」等の利用者のうち、精神障がい者の利用実績と見込量

地域移行支援 (うち精神障がいの利用者)	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	-	-	-	2	2	2	利用者数
実績	1	0	1	/	/	/	

地域定着支援 (うち精神障がいの利用者)	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	-	-	-	2	2	2	利用者数
実績	4	2	2	/	/	/	

共同生活援助 [グループホーム] (うち精神障がいの利用者)	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	-	-	-	140	145	150	利用者数
実績	130	132	135	/	/	/	

自立生活援助 (うち精神障がいの利用者)	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	-	-	-	3	3	3	利用者数
実績	0	2	3	/	/	/	

自立訓練 [生活訓練] (うち精神障がいの利用者)	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	-	-	-	18	19	20	利用者数
実績	13	16	17	/	/	/	

7. 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス体制の整備・改善【新規】

- 協議会（障がい者福祉専門分科会）又は下部会議等において、個別事例の検討等を行い、抽出される課題を踏まえ、地域の支援体制の整備、改善などの取組みの活性化を図ります。
- なお、協議会における個別の事例検討については、協議会の下部会議により個別事例の検討を行い、関連する支援体制や社会資源の整備や改善を図ります。

■図表 66 協議会における個別事例の検討等の実績と見込量

事例検討	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	—	—	—	2	2	2	
実績	—	—	—				実施回数

事例検討への参加機関数	第 6 期			第 7 期			参加機関数
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	—	—	—	10	10	10	
実績	—	—	—				
※事例検討を行う専門部会の参加機関数を記載							

協議会 専門部会数	第 6 期			第 7 期			専門部会数
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	—	—	—	4	4	4	
実績	—	—	5	—	—	—	
相談支援検討チーム、地域移行・地域定着・包括ケア連携会議、就労支援検討チーム、障がい児支援連携会議を記載							

専門部会の開催回数	第 6 期			第 7 期			開催回数
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	—	—	—	7	7	7	
実績	—	—	—				
相談支援検討チーム(2)、地域移行・地域定着・包括ケア連携会議(2)、就労支援検討チーム(2)、障がい児支援連回会議(1)等会議数を記載します。(同等の会を開催した場合は計上)							

8. 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組み【新規】

- ・県が主催する障がい福祉サービス等に係る研修及びその他の研修に市職員が参加します。
- ・障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析して、その結果を事業所や関係自治体等と共有します。
- ・指定障がい福祉サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有します。

【見込】

県が主催する障がい支援区分認定調査への参加数を見込みとし、審査結果の共有については、半年に1回程度行う見込みとします。また、指導監査等の結果の共有については、監査等の実施状況を踏まえながら年1回程度行う見込みとします。

■図表 67 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組みの実績と見込量

障がい福祉サービス等に係る研修への職員参加	第6期			第7期			備考
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込				10	10	10	
実績			9				参加人数

基本的に島根県が主催する障害区分認定調査員研修(7人)、障がい者虐待防止・権利擁護研修(2人)、医療的ケア児等コーディネーター養成研修(1人)を見込みます。なお、可能な限り、相談支援従事者初任者研修などの研修にも参加します。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	第6期			第7期			実施回数
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込				1	2	2	
実績			1				

指導監査結果の関係自治体との共有	第6期			第7期			実施回数
	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	
見込				1	1	1	
実績			1				

9. 優先調達の推進

平成 25 年 4 月に施行された「障害者優先調達推進法」に基づき、市として障がいのある人の就労の安定を図り、自立に向けた支援を行うため、平成 25 年度から「障がい者就労施設等からの物品等優先調達方針」を策定し継続的に取り組んでいます。令和 4 年度は、物品が 14 件（4 事業所）で 2,783 千円、役務が 35 件（11 事業所）で 17,718 千円、合計 20,501 千円の実績となっています。

優先調達の趣旨や就労継続支援事業所等の製品等サービスの周知に努め、優先調達が増となるよう見込みます。

■図表 68 優先調達の実績と見込量

物品(消耗品・印刷等)	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	3,300	3,500	3,700	3,000	3,000	3,000	千円
実績	1,375	2,783	2,500				
役務(清掃・維持管理等)	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	21,000	22,000	23,000	18,000	18,500	19,000	千円
実績	17,471	17,718	17,500				
合計	第 6 期			第 7 期			備考
	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	
見込	24,300	25,500	26,700	21,000	21,500	22,000	千円
実績	18,846	20,501	20,000				

IV. 前期間中の取組みの総括と今期の取り組み

前計画期間中の取組みを総括した上で、継続課題も含めて、本計画期間中において検討・実施していく項目について、以下にまとめます。

1. 前計画期間中の取組みと総括

前計画において取り組むこととしていたことについて、実施状況、課題等について記載し、総括いたします。

(1) 地域共生社会の推進

○計画していた取組み

- ①「障がい理解の拡大」**
- ②「幼児児童生徒の交流、共同学習の推進」**

①「障がい理解の拡大」の実施状況等

- ・出前講座（障がい理解、手話）を市内の各種学校、民間企業、地域の団体などに幅広く活用していただきました。
- ・毎年12月の「障がい者週間」において、特別支援学校等の作品展示を松江市立中央図書館、松江市総合体育館で行うほか、障がい理解に貢献した企業、個人への表彰、島根県と合同で啓発チラシ配布を行うなど、理解拡大に努めました。
- ・9月23日「手話言語の国際デー」に合わせ、試みとして松江城をブルー色でライトアップし、世界中の統一的なライトアップの取組みに参加しました。
- ・「障害者差別解消法」改正に伴う令和6年度からの「事業者による合理的配慮の提供の義務化」について、市報で周知するほか、商工、観光、医療等の業界団体に周知の協力依頼を行っています。

②「幼児児童生徒の交流、共同学習の推進」の実施状況等

- ・小中学校においては、特別支援学級と通常学級の間での生徒の交流と共同学習、特別支援学校生徒と居住地域の小学校等との「居住地交流」、特別支援学校と市内小中学校との交流など、インクルージョン教育に取り組んでいます。
- ・また、市では令和6年度以降に市立城東保育所の改修を行い、同場所に市営の児童発達支援事業所の移転複合化を行う予定としています。移転時期は未確定ですが、複合化により、障がいのある児童、ない児童の交流がしやすい保育等施設になると想っています。今後、保育所の改修、複合化の計画の進行に向け、児童、家族等に配慮しながら進めいくこととなります。

(2) 相談支援体制の充実、強化等

○計画していた取組み

- ①「基幹相談支援センターの設置」
- ②「関係機関やケアマネージャー等の関係職種との連携強化」
- ③「強度行動障がい、高次脳機能障がいの人への県とも連携した人材育成等を通じた支援体制整備」

①②「基幹相談支援センターの設置」及び「関係機関やケアマネージャー等の関係職種との連携強化」の実施状況

・基幹相談支援センターについては、その前身である「サポートステーション絆」が障がいのある人や家族の総合相談窓口として、令和3年度まで約10年間の運営を行うことができました。

・一方、「基幹相談支援センター」を、令和4年度に「基幹相談支援センター絆」として、開設しました。新しい「絆」では相談窓口機能だけではなく、相談支援事業所への助言・指導、地域移行・地域定着の体制づくり、虐待の防止など、地域における支援体制づくりの中核機関として運営しています。

・また、「絆」を補佐し、地域の相談支援事業所への指導的立場を担う機能強化相談支援事業所を2か所から4か所に増やし、「絆」を中心とする松江の相談支援の体制構築を行ってまいりました。

・「絆」では相談支援を行うことと併せ、専門的な知識・経験を要する困難ケースに対しては、機能強化事業所と連携して支援対応を行っています。また、福祉関連事業所向けの研修や市民公開講座を開催するほか、市内相談支援事業所が自発的に構成する松江市相談支援事業所連絡協議会の運営にも関わり、相談支援体制の強化を行っています。研修にはケアマネージャーも参加いただき意見交換を行うなど、介護との連携を図っています。

・一方、相談支援事業所や同様職種だけではなく、さらに広く、障がい者福祉の支援機関との連携を中心となってしていく必要があります。各関係機関の取組みや課題を共有し、また解決に向けた意見交換など、連帯感のある関係づくり、また必要に応じた協力体制づくりに一層取り組んでいく必要があります。

③「強度行動障がい、高次脳機能障がいの人への県とも連携した人材育成等を通じた支援体制整備」の実施状況

・強度行動障がいについては、県で「強度行動障がい（児）者処遇支援体制整備事業」として、支援者の育成研修などを行っています。市地域からも令和3年度、4年度とも20名程度の障がい福祉関係者が研修に参加し、障がい福祉サービスの現場で生かしています。継続して市内障がい福祉関係者に受講のはたらきかけを行います。

・高次脳機能障がいについては、市は県が主催する「松江圏域高次脳機能障がい支援ネットワーク会議」への市職員や市内事業所の参画、また当事者団体の会合にも参加し、各支援団体の取組みの共有や、意見交換を行っています。

・高次脳機能障がいの症状の一つである「失語症」について、令和4年12月に「松江市失

語症者支援センター」を設置し、失語症の人が、外出時や当事者団体等の会合に参加する際の意思疎通支援者を派遣する拠点として運営を開始し、失語症者の社会参加に向けての支援を行っています。

(3) 障がい福祉サービスの一層の質の向上

○計画していた取組み

- ①「サービスの提供体制を支える相談支援専門員等の人材確保の検討」
- ②「県が開催する研修会への参加」
- ③「障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の活用」

①「サービスの提供体制を支える相談支援専門員等の人材確保の検討」の実施状況

- ・相談支援専門員の資格取得等に関連して行われる相談支援従事者初任者研修、現任者研修について、県の要請を踏まえながら、行政説明などを実施する協力を行いました。
- ・市への各種手続について、相談支援専門員の負担軽減に向け、可能なところから手続の簡略化（押印廃止、メール提出）を行いました。以後も、簡略化の見直しを継続します。

②「県が開催する研修会への参加」の実施状況

研修に関連しては、新型コロナウイルス感染症の影響で会自体の中止等が相次ぎましたが、県主催の認定調査員研修に市認定担当者も参加し、認定事務の知識向上を行いました。その他、業務説明会にも参加しました。

③「障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の活用」の実施状況

標記審査結果については、市内部での過誤審査、不適切な請求事例などの確認に活用しておりますが、注意すべき事例について、障がい福祉サービス事業所と共有し、各事業所の請求事務の適正化を図りました。

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

○計画していた取組み

- ①「障がい福祉サービスの提供を分かりやすい周知や支援機関との強化」
- ②「教育と福祉の連携や医療的ケア児への支援に関する協議の場の設定」
- ③「医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」

①「障がい福祉サービスの提供を分かりやすい周知や支援機関との強化」の実施状況

- ・妊娠、出生、その後の成人期に至るまでのライフステージに沿った支援窓口や、主な障がいサービスを掲載した「まつえ障がい福祉ガイドブック～児童編～」発行しました。
- ・基幹相談支援センター紹介において、市内の放課後等デイサービスの情報を集約した同上ガイドブック「放課後等デイサービス編」を作成し、利用希望者の参考に活用いただいております。
- ・基幹相談支援センター紹介開設後に、エスコ、「島根県東部発達障害者支援センター ウィッシュ」といった障がい児支援機関との連携のための会合を開催しています。今後も関係機関との連携継続を図っていきます。

②「教育と福祉の連携や医療的ケア児への支援に関する協議の場の設定」の実施状況

全国的に課題とされている「教育と福祉の連携」については、市教育委員会「子どものための学びあい支えあい講座」に放課後等デイサービス事業所からも参加して、教育、福祉の双方の関係者の研修の場として実施しました。また放課後等デイサービス事業所の一部から、連携の重要性を訴える貴重なご意見をいただき、協議会（分科会）の中で課題の共有をいただきました。

③「医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」の実施状況

市では医療的ケア児コーディネーターを配置し、保育施設等への入所支援や、災害時の対応を含めた在宅療養のサポート等を行っています。今後はより包括的な支援体制について具体的に議論をしていく必要があると考えています。

(5) 本人の意思及び適性に合った多様な就労の推進

○計画していた取組み

- ①「障がい者雇用や実習協力への理解促進」
- ②「就労支援事業所と障がい者雇用を希望する事業所との相互理解」

①②「障がい者雇用や実習協力への理解促進」及び「就労支援事業所と障がい者雇用を希望する事業所との相互理解」の実施状況

・就労支援については、従前より障がい福祉サービスの提供による福祉就労、また障がい者インターンシップ事業による職場実習の機会の提供を行ってきました。

・令和3年度に、市と島根労働局との間で包括連携協定を締結し、障がい者就労に向け一層関係が強化されました。このことを弾みの機会とし、島根労働局と共に、民間事業所向けのセミナー、また就労支援事業所と障がい者雇用を希望する事業所との意見交換会を開催することができました。島根労働局との連携により、市から民間企業にもアプローチしやすくなったことは、今後の就労支援の可能性を広げたものと認識しています。

・令和4年「障害者総合支援法」等改正により、令和7年12月までに新制度「就労選択支援」が施行されます。「松江障害者就業・生活支援センターふらす」（以下「ふらす」という。）から提案をいただき、令和5年度に、新制度運用に備えて就労支援検討チームの下部チームとして「就労アセスメントワーキングチーム」を設けました。新たなアセスメントの方法を試行し、新制度に向けたノウハウを積む取組みとして、「ふらす」のほか、関係支援団体の協力を得て実施しており、今後も継続していきます。

・令和6年度から障がい者雇用率の引き上げが行われ、障がいのある人の一般就労が一層求められいく中、在宅ワーク、（超）短時間勤務、また農福連携など多様な就労について、その機会を効果的に提供できるようにしていくことが課題となると考えています。

(6) 地域移行・定着・包括ケアの推進

○計画していた取組み

- ①「医療、障がい福祉・介護、住まい、などが包括的に確保された地域を目指した各分野の連携強化」
- ②「住まいの相談から確保に向けた仕組み」
- ③「日中サービス支援型共同生活援助事業の確保」

①「医療、障がい福祉・介護、住まい、などが包括的に確保された地域を目指した各分野の連携強化」の実施状況等

標記分野の団体との連携体制として、「地域移行・定着・包括ケア連携会議」を分科会下部会議として設置しており、地域生活支援拠点等、日中サービス支援型共同生活援助の指定などについて協議しており、連携体制を確保しています。今後は、テーマや具体的な目標を定めて着実に議論を進めていく必要があると考えています。

②「住まいの相談から確保に向けた仕組み」の実施状況等

基幹相談支援センター紗を設置し、相談支援事業所と連携しながら住宅に関する相談に対応しています。継続して、住まいの維持、確保に係る相談に対応し、必要な支援を行います。

③「日中サービス支援型共同生活援助事業の確保」の実施状況等

本市内では令和4年度に1施設が運用を開始しています。日中サービス支援型共同生活援助については、通常のサービス展開のほか、地域で生活する障がい者の緊急一時的な支援等に応じることが求められており、短期入所を併設しています。施設等からの地域移行の促進及び地域での生活の継続に加え、今後は、地域生活支援拠点等の役割も担うと考えています。

(7) 地域生活支援拠点等の整備

○計画していた取組み 「地域生活支援拠点等の整備」

「地域生活支援拠点等の整備」の実施状況

地域生活支援拠点等の運用の中核をなす基幹相談支援センターの設置を行った後、令和5年度に「地域生活支援拠点検討ワーキングチーム」を設置し体制整備の議論を令和5年度に開始いたしました。

(8) まとめ

以上、前計画については、「基幹相談支援センター」の設置による相談支援体制の強化、「失語症者支援センター」の設置による失語症者への意思疎通支援、島根労働局と連携した就労支援の取組みなどを行い、本市における障がい者福祉施策は一定の前進ができたと考えております。しかし、「地域生活支援体制拠点の整備」、「精神障がい者にも対応した包括ケアシステムの構築」、「強度行動障がい、高次脳機能障がいなどへの支援」など検討整理すべき様々な検討すべき課題（議題）は残っている状況であり、障がいのある方がこの松江

の地域において安心感をもって暮らしていくための包括的な支援体制の整備に向けて、議論及び体制整備を具体的に行っていく必要あると考えております。

2. 今計画期間の取組み

(1) 地域共生社会の推進

○本市では、障がいのある人が差別や虐待されることなく、尊厳と権利を認め合いながら、ともに支え合う「共生社会の実現」に向け取り組んでまいりました。一方、「障がい」との接点及び関心がない人も依然として多くいるものと推察され、また当事者等の皆様からも引き続いて「障がい理解を拡げてほしい」旨ご意見もいただいていることも踏まえ、継続して障がいを「知る」機会を設けていく必要があります。

○その為に、引き続き、市報等や、出前講座を継続していくほか、テレビ、ラジオ、デジタルサイネージなどの媒体、市民向けイベント開催など、既存の手法にとらわれずに、障がいを「知る」機会を拡げ、少しずつ意識の変化を広げていきます。

○令和6年4月から「事業者による合理的配慮の提供の義務化」が開始されます。市、基幹相談支援センター糸を主体に、必要に応じ事業者からの相談に対応し、また、市の相談支援体制により、障がいのある人や家族からの、障がい差別等の相談に対応していきます。

○「障がい」は、当事者ではなく社会にあるという「障がいの社会モデル」の考え方をより多くの人に認識・理解してもらうことが重要です。特に若年時から正しい障がい理解をしてほしいと考えており、市内小中高などの授業等活動において、出前講座を利用してもらうよう教育分野にもはたらきかけます。

○また、島根県、県市社会福祉協議会が実施する「あいサポート運動」の周知を行い、協働で障がい理解を促進してまいります。

(2) 相談支援体制の強化等

○令和4年度に基幹相談支援センター糸を中心とした相談支援体制をあらためて整備しました。また、新たな相談支援事業所が設置され始め、相談体制は充実の方向に向かいつつあります。この相談支援体制をしっかりと維持し、強化していく必要があります。

○そのため、基幹相談支援センター糸を中心とした各種相談を継続するほか、市内相談支援事業所への助言・指導、各種研修等を実施し、福祉人材の育成を着実に行っていきます。併せて、他の障がい者支援機関、ケアマネージャー等の関係職種との連携を行い、各関係機関の取組みや課題を共有し、連帯感のある関係づくりを行いながら、新しい相談支援体制がしっかりと機能していくよう、体制の地固めを行います。

○なお、基幹相談支援センター糸も、地域生活支援拠点等のコーディネーターを担うなど、市とともに、その体制整備に取り組んでいきます。

○障がい者虐待については、市が設置する「障がい者虐待防止センター」を中心として、基幹相談支援センター糸、相談支援事業所、その他関係機関と連携して、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速・適切な対応、再発の防止等に取り組みます。また、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して島根県等が実施する障がい者虐待防止研修への受講を促しながら、

一層の連携を進めます。

(3) 障がい福祉サービスの質の向上

○障がい福祉サービスの質の確保及び向上ために、島根県等が主催する研修会に、市内障がい福祉サービス事業所職員の参加を促します。また、市職員も研修に積極的に参加し、市の事務の適正な実施に向けて質の向上を図ります。

○定期的な実地指導等を行い、障がい福祉サービスの質の確保・向上に努めるとともに給付の適正化を図ります。また、「障害福祉サービス等情報公表制度¹³」や「福祉サービス第三者評価¹⁴」の普及、啓発を行い、利用者のニーズに応じたサービスの選択ができるように努めます。

○障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果について、「不適切な請求事例」などを抽出し、市内事業所と共有し、請求事務の適正化を図ります。また、必要に応じ、関係自治体とも共有を行います。

○障がい福祉サービス等の提供にあたっての意思決定支援の適切な実施に向けて、障がい福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」等ガイドラインの普及啓発を行います。また島根県等による関連研修への参加の促進及び研修会への協力を行います。

○本計画策定のヒアリング等において「障がい者福祉を担う人材不足」、「ヘルパーの不足」といったご意見を伺っています。抜本的には障がい福祉サービス等報酬増額等による処遇改善が必要であり、国等に対するはたらきかけを継続して行います。

(4) 障がい児支援の提供体制整備

○障がい児支援の提供体制は、児童発達支援センター、児童発達支援及び放課後等デイサービスなどの事業所の設置により、障がい福祉サービスの提供の面では整ってきてている状況と考えています。一方、各機関がそれぞれ障がい児支援を行う傾向があるため、より包括的で、かつ連携感のある地域の支援体制について、障がい児支援連携会議等での議論を活性化します。

○この会議等では、各機関の支援状況の共有はもとより、医療的ケア児や障がい児発達等支援の課題抽出及び必要な支援の検討、教育と福祉の連携などをテーマに、段階的に、着実に議論をしていきます。

○児童福祉法の改正により、児童発達支援センターの地域の障がい児の健全な発達のための中核的な機能が強化され、障がい児通所支援事業所へのスーパーバイズ等機能、地域のインクルージョン推進の機能が一層明確化されました。このことに伴い、市内の児童発達支援センターが、その機能を兼ね備え、地域の障がい児や関連事業所等に対し支援の力が着実に発揮される

¹³ 利用者のニーズに応じた良質なサービスの選択や事業者が提供するサービスの質の向上に資することを目的として、平成28年5月成立の改正障害者総合支援法及び児童福祉法において、事業者に対して障がい福祉サービスの内容等を都道府県知事等へ報告することを求めるとともに、都道府県知事等が報告された内容を公表する仕組みを創設。（平成30年4月施行）

¹⁴ 社会福祉事業の経営者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するもの。

よう、市内の児童発達支援センターとの協議を行い支援体制の整理を行います。

○市営の児童発達支援事業所と保育所の複合化に際しては、地域の障がいのある幼児と障がいのない幼児との交流を取り入れ、立場の異なる子との関わり方、思いやり、相手を尊重することを学ぶ機会を提供することで、インクルージョンを推進します。

(5) 社会活動・生涯学習の推進

○平成30年に制定された「障害者文化芸術推進法」を踏まえ、障がいのある人が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、その個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図る取組みが求められています。

○令和元年度には「読書バリアフリー法」が制定され、読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進と併せ、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けた取組みが求められています。

○令和4年度には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が制定され、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に向けた取組みが求められています。

○以上を踏まえながら、障がいのある人による社会活動や生涯学習の促進に資する取組みを行います。

①文化・芸術の機会の確保

○特別支援学校、地域活動支援センターなどで制作された創作作品を公共施設等で展示し、障がいのある人の創作作品を「見る」、「知る」機会づくりを行います。毎年12月の「障がい者週間」に合わせて行うほか、他の機会でも実施できるよう努めます。

○市内で開催される各種イベント等に際し、必要に応じて、手話通訳・要約筆記者、失語症者向け意思疎通支援者の派遣を行い、障がいのある人が参加しやすいよう支援します。

○当事者団体と連携してスポーツ大会を企画し、障がいのある人がスポーツを行う機会を提供します。

②読書バリアフリーの推進

○松江市立図書館（以下「市立図書館」という。）では、ライトハウスライブラリー¹⁵と図書の貸出等で相互に連携をとり、ライトハウスライブラリーが所蔵していない図書である大活字本や落語・寄席の録音図書などを用意することと併せ、その種類や冊数の充実を図り、読書の機会を確保、拡大し、読書バリアフリーを充実させていきます。

○松江市立中央図書館の中に、視覚障がい、ロービジョン¹⁶、ディスレクシア¹⁷の人、四肢に障がいがあり紙の本を読むことが困難な人などに対応する相談窓口を設け、最適な読書の方

¹⁵ 社会福祉法人島根ライトハウスが運営する身体障害者福祉法における「視聴覚障害者情報提供施設」であり、点字図書、録音図書の貸出、相談対応、様々な訓練の実施、便利な道具や機器の紹介、関連情報の提供などを行なっている。

¹⁶ 何らかの原因により視覚に障がいを受け「見えにくい」、「まぶしい」、「見える範囲が狭くて歩きにくい」など日常生活での不自由がある状態。

¹⁷ 学習障がいのひとつのタイプとされ、全体的な発達には遅れはないのに文字の読み書きに限定した困難があり、そのことによって学業不振が生じることや、二次的に学校不適応などが生じる疾患。

法とともに考え、支援していきます。

○今後とも、視覚障がいのある人等の声を聴きながら、読書バリアフリーの整備また拡大に取り組みます。

③情報アクセシビリティの推進

○障がいのある人の情報取得や利用に資するよう、市のホームページにおけるウェブアクセシビリティの確保、市報点字版・音声版の作成、手話通訳者の配置、手話通訳等支援者の派遣、市長会見等での手話通訳、ウェブやファックスを用いた緊急通報の仕組みなどを継続して取り組みます。

○上記の取組みの他に、市における情報アクセスの向上に向けた取組みを実施します。例としては、市役所等窓口での情報アクセスの改善、職員への障がいに係る情報アクセシビリティの研修などを想定しています。その他にも実施可能な取組みは随時実施してまいります。

○なお、代筆や代読等の支援やICT機器の操作研修などについては、事業ニーズ、社会資源、国県及び他市の状況などを踏まえ、事業の調査研究を行います。

○市民、事業所の皆さんにも、情報アクセシビリティに係る啓発を行い、より情報を授受しやすい市内環境にしてまいります。

○国、県の関連施策が示された場合、連携及び協力して施策の展開を行います。

(6) 本人の意思及び適性に合った多様な就労の推進

○障がい者就労、福祉就労のほか、（超）短時間勤務、在宅ワーク、一般就労等選択肢は増えています。令和6年度以降、障がい者雇用率の引き上げが行われるほか、短時間勤務のうち週10時間以上20時間未満勤務の障がいのある人についても、障がいの状態に応じて、障がい者雇用率に算定できることとなりました。この状況から、民間企業からの求人は増え、一般就労への移行も促進される状況になると想っています。

○このことから、市では島根労働局と連携した取組みを強化します。具体的には、民間企業と就労移行事業所との意見交換会について形態を工夫しながら継続し、就労移行がしやすい関係づくりを支援します。また、島根労働局主催の面談会に会場の提供などで協力し、障がいのある人と民間企業のマッチングの機会づくりを支援します。また必要に応じ、共同で企業訪問を行い、求人の増、法定雇用率の達成の啓発を行います。

○また、新制度「就労選択支援」に備え、既に設置済みある「就労アセスメントワーキングチーム」で、「ぷらす」その他支援団体と連携して新制度への対応を想定した就労アセスメント（多機関連携等によるアセスメント）を試行し、本人の希望を踏まえながら、障がい特性にあった就労に導けるようなアセスメント手法を検討します。

○既に実施している「障がい者インターンシップ事業」は継続実施し、就労に向かうための職場実習の機会を提供します。

○「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業¹⁸」の周知を強化し、その活用により、重度障がい者等の一般就労を推進します。

¹⁸ 雇用施策と福祉施策が連携し、重度障がい者等の日常生活に係る支援を就業中にも行うことで、障がいを理由として、働く意思と能力がありながら働くことのできない人に対する就労機会を拡大し、社会参加を促進するものです。（令和2年10月から国制度として開始）

(7) 地域移行・定着・包括ケアの推進

①地域移行の推進

○障がいのある人も、自ら選んだ住まいを安心して、自分らしい暮らしを実現する権利があります。その権利を保障するためには、長期入所、入院中の障がいのある人が、地域でも安心して生活できるような支援を提供できることが前提となります。

○しかし、地域移行の進捗は鈍い状況であり、施設等での生活、療養の中での本人や家族等の「安心感」があるなか、その安心感を上回る、地域での支援体制の整備が必要です。

○よって、後記の「地域生活支援拠点等の整備」等について議論し、その機能を具体的に実現していくとともに、ニーズに応じてその改善を行っていく取組みを行い、地域移行がしやすい環境を構築します。

○また、障がい者施設等にアンケート等の調査を行い、各施設の入所者等の状況の把握、地域移行への課題分析を改めて行います。また、障がい者支援施設、医療機関等と相談しながら、本人等の意思、また地域の支援環境等を踏まえ、地域移行が可能なケースから移行を図ります。

○地域移行等の取組みの全般として、市、地域移行・地域定着のコーディネート業務を担う基幹相談支援センター糸、障がい福祉関係事業所及び当事者等の関係団体との連携を図りながら進めてまいります。

②地域生活支援拠点等の整備及び見直し

○地域生活支援拠点等は、障がいのある人が、「高齢化」「親なき後」も含め、地域で安心感をもって生活を送るため、また施設入所や入院をしている障がいのある人が地域に戻り、自分らしく暮らすために重要な体制です。

○「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」といった基本的な機能を主体に、地域でのニーズを捉えて、必要な機能を整備するほか、毎年、運用状況の検証、課題整理、見直しを実施し、機能の追加を含む、改善を行います。

③「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」などの包括支援体制の検討

○国では精神疾患患者数の増加を踏まえ、平成29年に精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指すことを明確にし、都道府県、後に市町村に対しても、その体制整備の取組みを呼び掛けてきました。

○本市においても精神障がい保健福祉手帳取得者、自立支援医療（精神通院）受給者数は継続して伸びていることを踏まえ、精神障がいの人も暮らしやすい地域環境づくりに向け、市全体の包括的な支援体制ひとつである「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」を整備する必要があると考えております。地域生活支援拠点等を主なベースとし、当事者等のニーズの把握を行い、必要な体制整備に向け具体的な議論を行います。

○また、強度行動障がい、高次脳機能障がい、発達障がい及び難病患者等への支援も、必要なニーズを把握し、段階的に議論に付け加えることで、包括的な支援体制の構築を図ります。

④施設整備について

本計画に定める数値目標やサービス見込量等を達成するため、また、地域生活支援拠点等として必要な基盤を確保するとともに、地域で暮らす障がい者の多様なニーズに応え障がい福祉サービスの基盤整備を進めるために、真に緊急性・必要性があると認められる施設整備を計画的に実施します。

◆第4編 資料◆

松江市社会福祉審議会条例

(趣旨)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する松江市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関しては、法及び社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号。以下「政令」という。)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(調査審議事項)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項の規定による児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項
- (3) 子ども・子育て支援法(平成24年法律第66号)第72条第1項各号に関する事項
- (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員の任期)

第5条 臨時委員の任期は、特別の事項の調査審議が終了するまでとする。

(委員長の職務を行う委員)

第6条 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第7条 審議会の会議は、委員長(委員長が定められていない場合にあっては、市長)が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 臨時委員は、特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

第8条 審議会に、社会福祉における専門的な事項を調査審議するため、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会及び児童福祉専門分科会のほか、次に掲げる専門分科会を置く。

(1) 障がい者福祉専門分科会(法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会の所掌事項を含む。)

(2) 高齢者福祉専門分科会

2 市長は、前項に掲げるもののほか、必要に応じ、審議会に専門分科会を置くことができる。

3 専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

4 専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

5 専門分科会長は、その専門分科会の事務を掌理する。

6 専門分科会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員又は臨時委員が、その職務を行ふ。

7 審議会は、その定めるところにより、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)の決議をもって審議会の決議とすることができます。

(部会)

第9条 審議会は、政令第3条第1項の規定によるほか、専門分科会に部会を置くことができる。

2 部会(政令第3条第1項に定める審査部会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

3 前条第4項から第6項までの規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「専門分科会」とあるのは「部会」と、「専門分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

4 審議会は、その定めるところにより、部会(政令第3条第1項に定める審査部会を除く。)の決議をもって審議会の決議とすることができます。

(関係者の出席)

第10条 委員長は、調査審議のため必要があると認めるときは、審議会において、関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定は、専門分科会及び部会について準用する。この場合において、この規定中「委員長」とあるのは「専門分科会長」又は「部会長」と、「審議会」とあるのは「専門分科会」又は「部会」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第11条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第12条 審議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(松江市子ども・子育て会議条例の廃止)

2 松江市子ども・子育て会議条例(平成25年松江市条例第46号)は、廃止する。

附 則(令和4年3月30日松江市条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日松江市条例第10号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

○松江市社会福祉審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松江市社会福祉審議会条例(平成29年条例第87号。以下「条例」という。)

第13条の規定に基づき、松江市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に
関し必要な事項を定めるものとする。

(調査審議事項)

第2条 条例第2条に規定する調査審議事項については、次の事項を含むものとする。

- (1) 社会福祉法第55条の2第6項の規定により市に体制整備が義務付けられた「地域福祉協議会」の役割
- (2) 同法第107条に規定する市町村地域福祉計画の策定又は変更及び当該計画の実施状況に関する事項
- (3) 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項に規定する成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項

(専門分科会の事務)

第3条 専門分科会の担任する事務は、次の表のとおりとする。

専門分科会	担任する事務
民生委員審査専門分科会	(1) 民生委員の適否の審査に関する事項の調査審議
児童福祉専門分科会	(1) 児童福祉に関する事項の調査審議 (2) 児童福祉施設の設備及び運営の向上のための勧告に関する意見具申 (3) 家庭的保育事業等の設備及び運営の向上のための勧告に関する意見具申 (4) 幼保連携型認定こども園の設置、事業の停止又は施設の閉鎖の命令及び認可の取消しに関する意見具申 (5) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する意見具申 (6) 市町村子ども・子育て支援事業計画及び市町村こども計画の策定又は変更に関する意見具申及び当該計画の実施状況の調査

	<p>審議</p> <p>(7) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に 関し必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議</p>
障がい者福祉専門分科会	<p>(1) 障がい者福祉に関する事項の調査審議</p> <p>(2) 市町村障害福祉計画の策定又は変更に関する意見具申</p> <p>(3) 地域における障がい者等への支援体制に関する課題の情報共有、関係機関等の連携の緊密化及び地域の実情に応じた体制整備についての協議</p>
高齢者福祉専門分科会	<p>(1) 高齢者福祉に関する事項の調査審議</p> <p>(2) 市町村老人福祉計画及び市町村介護保険事業計画の策定又は変更に関する意見具申及び当該計画の実施状況に関する事項の調査審議</p> <p>(3) 地域包括支援センターの設置・運営及び事業内容に関する調査審議</p> <p>(4) 地域包括ケア推進に向けた支援体制の整備についての意見具申</p>

(専門分科会の会議)

第4条 専門分科会の会議は、専門分科会長が招集し、専門分科会長がその議長となる。

- 2 専門分科会の会議は、専門分科会に属する委員及び臨時委員（以下「専門分科会構成員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、専門分科会長がやむを得ない事由があると認めるときは書面をもって専門分科会構成員の意見を求め、これを会議に代えることができる。
- 3 専門分科会の議事は、出席した専門分科会構成員の過半数で決し、可否同数のときは、専門分科会長の決するところによる。
- 4 第2項ただし書による決議は、専門分科会構成員の過半数で決し、可否同数のときは専門分科会長の決するところによる。
- 5 専門分科会長は、専門分科会に付託された事項について調査審議を終了したときは、その結果について審議会の委員長に報告するものとする。

(部会の事務)

第5条 部会の担任する事務は、次の表のとおりとする。

専門分科会	部会	担任する事務
障がい者福祉専門分科会	審査部会	<p>(1) 身体障がい者手帳の交付に係る医師の指定に関する事項</p> <p>(2) 更生医療担当医療機関の指定に関する事項</p> <p>(3) 身体障がい者の障がい程度に関する事項</p>
児童福祉専門分科会	事故検証部会	<p>(1) 重大事故の問題点及び課題の抽出</p> <p>(2) 事故の問題点及び課題を踏まえた再発防止のために必要な改善策の検討</p> <p>(3) その他目的達成に必要な事項</p>

(部会の会議)

第6条 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 部会の会議は、部会に属する委員及び臨時委員（以下「部会構成員」という。）の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、審査部会においては、部会長がやむを得ない事由があると認めるとときは書面をもって部会構成員の意見を求め、これを会議に代えることができる。
- 3 部会の会議の議事は、出席した部会構成員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
- 4 第2項ただし書による決議は、部会構成員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
- 5 部会の決議は、審議会の決議とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、健康福祉総務課において処理する。

- 2 専門分科会又は部会の庶務は、専門分科会又は部会を所管する課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年3月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月6日から施行する。

附 則

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規定は、令和6年3月1日から施行する。

松江市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 委員名簿

氏 名	所 属	備 考
京 俊輔	島根大学 人間科学部	分科会長
奥村 剛清	一般社団法人 松江市医師会	副分科会長
安部 美佐子	松江市精神障がい者家族会協議会	
石飛 美登里	島根県中央児童相談所	
小田川 誠司	松江公共職業安定所	
貝谷 昭	島根県精神保健福祉士会	
勝田 淳也	島根県立松江養護学校	
加藤 和美	松江市相談支援事業所連絡協議会	
高橋 歩美	放課後等デイサービス事業所連絡会	
武田 信子	特定非営利活動法人 松江市手をつなぐ育成会	
長澤 孝之	松江市身障者福祉協会	
平崎 由加	松江障害者就業・生活支援センターぶらす	
深貝 恭悦	松江市民生児童委員協議会連合会	
毛利 勇介	島根県知的障害者福祉協会	
森脇 あゆみ	松江地域介護支援専門員協会	

(委員五十音順、敬称略)

分科会開催経過

回	開催日	議事
第1回	2023(令和5)年7月 11日	(1)令和4年度(第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画期間)の各種サービス・事業実績報告 (2)各種連携会議、検討チーム会議の状況について (3)松江市失語症者支援センターの設置 (4)日中サービス支援型グループホームの実施状況 (5)地域生活支援拠点の検討について (6)第7期松江市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の策定について －「市町村障害者計画」等の位置付け －国が示す障害福祉計画等策定に係る基本指針(概要) と成果目標 －計画の構成(案) －スケジュール(案)
第2回	2023(令和5)年10月 3日	(1)第7期松江市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画の素案について －計画の体系図 －障がい者福祉計画・障がい児福祉計画(素案) －意見書(参考様式) －スケジュール
第3回	2023(令和5)年12月 19日	(1)第7期松江市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画(修正案)について －計画(素案)へのご意見等一覧 －計画案の主な修正 －策定スケジュール (2)各種連携会議、検討チーム会議の状況
	2024(令和6)年1月5日～2月5日	パブリックコメント募集実施
第4回	2024(令和6)年3月 11日	(1)第7期松江市障がい福祉計画、第3期障がい児福祉計画(最終案)について －パブリックコメント募集におけるご意見等一覧 －計画案の主な修正点 －計画策定における今後の予定 (2)各種連携会議、検討チーム会議の状況

発行日 令和 6 年 3 月

発行者 松江市健康福祉部障がい者福祉課

島根県松江市末次町 86 番地

電話 0852-55-5304

Fax 0852-55-5309

メール s-fukushi@city.matsue.lg.jp